

平成24年3月22日（木）

於：三番町共用会議所2階大会議室

食料・農業・農村政策審議会
平成23年度第2回畜産部会速記録

農 林 水 産 省

目 次

1. 開会 午前10時29分	1
2. 部会長代理あいさつ	1
3. 仲野政務官あいさつ	2
4. 出席状況報告、資料確認	2
5. 議事の進め方	4
6. 諮問及び関連資料説明	5
7. 意見聴取及び質疑応答	25
8. 諮問に対する賛否表明	60
9. 答申の作成・承認	68
10. 閉会 午後5時16分	69

○原田畜産企画課長

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会平成23年度第2回畜産部会を開催させていただきます。

皆様方におかれましては御多忙のところ、御出席いただきありがとうございます。

私は、当部会の事務局を承っております畜産企画課の原田でございます。よろしくお願いいたします。

また、このたびは最初に御案内した畜産部会の日程が延期になりまして、委員の皆様方には大変御迷惑をおかけいたしました。おわびいたします。

部会長代理あいさつ

○原田畜産企画課長

本日は、武内部会長が所用によりまして、御欠席とのことでございますので、部会長の職務を部会長代理であります近藤委員に務めていただきます。それでは、近藤部会長代理に一言ごあいさつをいただいた上で、議事をお進めいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○近藤部会長代理

皆様おはようございます。お忙しいところ、お出かけいただきましてありがとうございます。部会長が所用でどうしても御出席できないということで、代理で部会長を務めさせていただきます近藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。不慣れでございますので、行き届かぬ点があると思いますけれども、どうぞ皆様、御協力のほどよろしくお願いいたします。また、各位におかれましては年度末大変御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、去る2月15日の第1回畜産部会の際に、事務局から御説明がございましたとおり、平成24年度の加工原料乳の生産者補給金単価と限度数量、指定食肉の安定価格並びに肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項について御審議いただくことになっておりますが、委員の皆様方の御協力によりまして、円滑な議事の進行に努めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

仲野政務官あいさつ

○近藤部会長代理

まず初めに、仲野農林水産大臣政務官よりごあいさついただきしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○仲野政務官

改めまして、おはようございます。御紹介いただきました仲野でございます。平成23年度第2回畜産部会の開催に当たりまして、一言私のほうからごあいさつをさせていただきたいと思っております。

委員各位におかれましては、日ごろから農林水産行政の推進につき特段の御理解と御協力を賜りまして、この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

我が国の畜産業は、国内農業の基幹部門であるだけでなく、安全で良質な畜産物を消費者に安定的に供給することにより国民生活に重要な役割を果たしているわけでございます。

その一方、畜産をめぐる情勢は、景気低迷の影響等に加え、昨年3月11日の東日本大震災後の原発事故に伴う大変な風評被害もあり、厳しいものとなっております。農林水産省としましては、安全な畜産物の出荷体制の構築等により、消費者の信頼回復を図るとともに、東京電力による損害賠償の早期実現の働きかけを行うなど、畜産経営の安定に係る取り組みを引き続き行ってまいります。

こうした中、本日は、平成24年度の加工原料乳生産者補給金の単価と限度数量、肉用子牛の保証基準価格などを定めるに当たり、留意すべき事項について、委員の皆様方から御意見を賜りたく存じます。

当部会における委員の皆様方による活発な議論を踏まえまして、全国の畜産農家・酪農家が将来に希望を見出せる営農ができるよう支援を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○近藤部会長代理

政務官、ありがとうございました。

政務官におかれましては、途中まで御同席いただけるということで、引き続きよろしく願い申し上げます。

出席状況報告、資料確認

○近藤部会長代理

それでは事務局より、本日の出欠状況ほか御報告をお願いいたします。

○原田畜産企画課長

本日は、現在、9名の委員に御出席いただいております。

阿南委員におかれましては、所用によりまして、途中退席されると伺っております。富士委員におかれましては、午後2時過ぎぐらいから出席されるとのことでございます。武内委員、野村委員、花田委員、晴野委員、古川委員、吉田委員におかれましては、所用によりまして本日御欠席とのことでございます。

規定によりまして、部会は委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開き議決することができないとされておりますが、全体で16名のうち、現時点で9名の委員の方々に御出席いただいておりますので成立しております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

本日お手元に配付しております資料ですが、議事次第の次に「資料一覧」という紙がございます。資料1が議事次第、資料2が委員名簿、資料3が枝番で1、2、3とあります。これが諮問でございます。資料3-1が加工原料乳生産者補給金単価の諮問、資料3-2が指定食肉安定価格の諮問、資料3-3が肉用子牛保証基準価格及び合理化目標価格の諮問でございます。

資料4は、その諮問の総括表になっております。

資料5が加工原料乳関係で、資料5-1が加工原料乳生産者補給金制度の概要、資料5-2が平成24年度加工原料乳生産者補給金単価等算定説明資料でございます。

資料6は、1番から7番まででございます。資料6-1が畜産物価格安定制度の概要、資料6-2が平成24年度指定食肉安定価格算定要領、資料6-3が指定食肉（豚肉）安定価格算定説明参考資料、資料6-4が指定食肉（牛肉）安定価格算定説明参考資料、資料6-5が指定肉用子牛保証基準価格及び合理化目標価格算定要領、資料6-6が肉用子牛保証基準価格算定説明参考資料、資料6-7が肉用子牛合理化目標価格算定説明参考資料になっております。

資料7に国民の皆様からの意見をまとめたもの、資料8として23年度第1回畜産部会における質問への対応という形で整理しております。

その他、参考資料が幾つかございますので、お手元にない方は係のほうに言っていただければと思います。

資料は以上でございます。

それでは、近藤部会長代理、よろしく願いいたします。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

それでは、先ほども申し上げましたとおり本日は、平成24年度の加工原料乳の生産者補給金単価及び限度数量、また、牛肉及び豚肉の安定価格並びに肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格及び合理化目標価格の決定に当たり留意すべき事項について審議するわけでございますが、本日の審議の結果、諮問に対します当部会の答申が出ますと、それが本審議会の答申とみなされることとなっております。

委員の皆様におかれましては、提出資料や、政府の説明に関する質問のほか、政府の施策に対する御意見・御要望・御提言があればあわせて御発言いただくという形をお願いしたいと考えております。

本日の部会は、以上のように進めさせていただきたいと思いますが、御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは御異議なしと認めまして、そのようにさせていただきたいと思います。

議事の進め方

○近藤部会長代理

それでは、本日のスケジュールでございますが、午前中を使いまして事務局から、諮問に関連した説明などを行っていただきまして、12時半ごろをめぐりに昼休みに入りたいと考えております。

1時間ほどの後、午後1時半ごろに部会を再開いたしまして、午後3時半過ぎごろまでをめぐりに委員の皆様から広く御意見・御提言の聴取及び質疑応答を行い、その後、諮問に対する賛否をお伺いするという形になります。

その後、事務局に意見の概要を取りまとめもらうため、40分程度休憩をとりまして、午後4時半過ぎごろから事務局が取りまとめた意見の概要を皆様に御確認いただきたいと思っております。

その後、答申の作成を行いまして、午後5時半ごろには終了したいと考えております。

本日の諮問事項は、非常に重要な問題でございますので、審議には十分な時間をとりたいと考えておりますが、委員の方々はお忙しい方ばかりでございますので、できるだけ効率的な運営に努めてまいりたいと存じます。御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

諮問及び関連資料説明

○近藤部会長代理

それでは、本日付で農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問がございますので、まず牛乳乳製品課長から加工原料乳の生産者補給金単価等に関する諮問文の朗読をお願いいたします。

○倉重牛乳乳製品課長

牛乳乳製品課長の倉重でございます。

それでは、加工原料乳の生産者補給金単価等に関する諮問文を朗読させていただきます。お手元の資料3-1でございます。

諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項の規定に基づき平成24年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき平成24年度の加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上です。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

続きまして、朗読いただいた諮問に関連した説明をお願いいたします。

○倉重牛乳製品課長

それでは、加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量の算定につきまして、お手元の資料5-2の加工原料乳生産者補給金単価等算定説明資料に基づいて御説明を申し上げます。なお、資料5-1の加工原料乳生産者補給金制度の概要と、参考資料として平成22年度牛乳生産費の全国と北海道、また、牛乳製品に関する生産、流通、需給、消費関係の資料が掲載されている酪農関係資料をお手元にお配りしておりますので、必要に応じてご覧いただきたいと思っております。

それでは、具体的な算定について御説明させていただきますが、今申し上げました資料5-2の加工原料乳生産者補給金単価等算定説明資料をご覧ください。

この資料の1ページから3ページが補給金の単価、4ページから5ページが限度数量についての説明でございます。6ページ以降は、それぞれの説明参考資料を入れております。

まず補給金単価についてでございます。1ページをお開きいただきたいと思っております。補給金単価の算定の考え方ですが、加工原料乳の補給金単価は、加工原料乳地域である北海道の生産費及び乳量の各々の変化率から求めた生産コスト等変動率を前年度の補給金単価に乗じて、「当該年度の加工原料乳生産者補給金単価」を算定することとしております。この方式は「変動率方式」と呼ばれておりまして、平成13年度にこの補給金制度を改正して以来、適用している方式でございます。24年度の単価算定におきましても、この変動率方式で算定しております。

この考え方を算式としてまとめたものを1ページの中ほどにお示ししています。当該年度の補給金単価＝前年度の補給金単価×生産コスト等変動率ということでございます。このうち生産コスト等変動率の部分については、 C_0 分の $C_1 \div Y_0$ 分の Y_1 で求めることとなっています。 C_0 分の C_1 は搾乳牛1頭当たり生産費の変化率です。 Y_0 分の Y_1 は搾乳牛1頭当たり乳量の変化率です。この式によりまして、単位乳量当たりの生産コスト等の変動率が算出されることとなります。

次に算定要領でございます。24年度の補給金単価算定の基本となる前年度の補給金単価につきましては、本年度、すなわち23年度の補給金単価である生乳1kg当たり11.95円を用いております。

2ページをご覧ください。生産コスト等変動率の算定方法でございます。これは前ページの算式のとおり、搾乳牛1頭当たり生産費の変化率を、搾乳牛1頭当たり乳量の変化率で割り、算出することとなっております。この生産コスト等変動率の算定の中身につきまして、これから御説明いたします。

まず、(1)の搾乳牛1頭当たり生産費の変化率の算定方法について御説明いたします。搾乳牛1頭当たり生産費の算定の基礎となるのは、「牛乳生産費」の飼養頭数規模別の搾乳牛1頭当たり全算入生産費でございます。これを畜産統計に基づきまして、直近の飼養頭数規模別飼養頭数ウェイトにより加重平均いたします。年々経営規模の拡大が進んでおりまして、一般に経営規模が拡大するほど生産コストが低下する傾向がございますけれども、分母、分子、各年の生産費を直近年のウェイトにそろえて推計し直すことによりまして、生産者の皆様の規模拡大努力による生産性向上の成果が、生産者の皆様の手元に残るように配慮しているものでございます。

次に、酪農経営の実態を的確に反映させるため、この生産費に集送乳経費、販売手数料及び企画

管理労働費を加算しまして、さらに物価・労賃の直近の動向等を織り込みます。このようにして算出した搾乳牛1頭当たりの生産費、これをここでは「修正生産費」と呼んでおります。この修正生産費の最新の調査年度であります22年度、当年を含む過去3年の平均、これが分子でございますが、その前年21年度を含む過去3年の平均、これが分母で、割りまして算出したものが搾乳牛1頭当たりの生産費の変化率となります。

先ほど申し上げました修正生産費の算出方法でございますが、2ページのアから順に御説明いたします。物財費等の各費目については、生産費調査の調査時期と補給金単価の算定期期のずれを補正するため、原則として、当年を含む過去3年（分子）については、物価を直近（平成23年11月から24年1月）のものに置きかえ、前年を含む過去3年（分母）の1年前、平成22年11月から23年1月の物価に置きかえることで、物価の修正をしております。

次に家族労働費でございます。酪農経営の実態を適切に反映させるために、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」による、北海道の製造業5人以上規模の労働賃金水準により評価しております。

地代及び資本利子については、当年を含む過去3年（分子）は直近年（平成22年度）に、前年を含む過去3年（分母）は、1年前（平成21年度）の水準に評価いたします。

企画管理労働費については、「牛乳生産費調査結果」に基づく企画管理労働時間に家族労働費と同額の労賃単価を乗じて算出しております。

このようにして求めた当年を含む過去3年の修正生産費の平均を、前年を含む過去3年平均で割り、修正生産費の変化率を算出いたします。

続きまして、(2)の搾乳牛1頭当たり乳量の変化でございます。搾乳牛1頭当たり乳量については、「牛乳生産費調査」による搾乳牛通年換算1頭当たり乳脂肪分3.5%換算乳量を、直近の飼養頭数規模別飼養頭数ウェイトにより加重平均して算出いたします。これはここでは「修正乳量」と呼びます。この修正乳量の当年を含む過去3年の平均（20～22年度の平均）を、前年を含む過去3年の平均（19～21年度の平均）で割り、算出することになります。

なお、乳量についても、経営規模を拡大するほど乳量が増加する傾向がありますので、生産費の変化率の算出と同様に、直近の頭数ウェイトで加重平均して算出することにより、先ほどと同じでございますが、生産者の生産性向上の成果に配慮しているところでございます。

少し飛びますが7ページをご覧ください。今申し上げた手順でまとめますと、一番下に出ておりますが、1頭当たりの生産費の変化率が1.0205、搾乳牛1頭当たりの乳量の変化率が0.9999となりまして、生産コスト等変動率は1.0206となります。

3ページにお戻りください。24年度の単価の試算値は、23年度単価の11.95円/kgに、生産コスト等変動率の1.0206を乗じて得られた、12.20円/kgといたしました。これは前年度の単価から25銭の引き上げとなります。

生産コスト等変動率の詳細な算定については説明を省かせていただきますが、この資料の6ページから8ページに記載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上、補給金単価関係の算定でございます。

続いて、限度数量について御説明いたしますので、4ページをご覧ください。まず限度数量の考え方でございます。限度数量は、24年度の推定生乳生産量から、推定自家消費量、牛乳等向け生乳消費量、その他乳製品向け生乳消費量を控除して、さらに要調整数量を加算して、「特定乳製品向け生乳供給量として見込まれる数量」を算定し、これを限度数量としております。

4ページの中ほどにあるものが、この考え方、今申し上げたものを算式で示したものになります。

次に算定要領でございまして、1の推定生乳生産量については、最近の経産牛頭数等の推移から平成24年度の経産牛頭数を推定して、その頭数に乳量を乗じて算出してしております。

2の推定自家消費量については、最近の動向を考慮して算出してしております。

3の牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量については、平成13年度から平成23年度の国民1人当たり年間消費支出、飲料支出に占める牛乳及び乳飲料支出の割合と国民1人当たり年間牛乳等向け生乳消費量の関数により24年度の国民1人当たり年間牛乳等向け生乳消費量を推定しまして、これに24年度の推定総人口を乗じたものに、学校給食用生乳消費量として見込まれる数量を加えて算出してしております。

4のその他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量については、最近の動向を考慮して算出してしております。

5の要調整数量でございまして、これは推定生乳必要量に対して、自然体の生乳生産では不足が見込まれる生乳量のこととございまして、生乳の需給均衡を図るために調整が必要な数量としております。

それでは、おのおのの数値の算定について御説明いたしますので、少し飛んでいただきまして、見開きになっている10ページ、11ページをご覧ください。10ページ、11ページは推定生乳生産量、Q1の算定基礎をお示したものでございます。右側の11ページの欄をご覧ください。左上の欄に、⑥経産牛頭数がございまして、その右隣に経産牛1頭当たり月間乳量、その右隣に⑧生乳生産量がございまして、簡単に申し上げますと、毎月の経産牛頭数に経産牛1頭当たり月間乳量を乗じまして、毎月の生乳生産量を算出します。これを24年4月から25年3月まで足し上げることにより、24年度の推定生乳生産量を算出してしております。24年度の計では750万トンになります。

ここでは750万トンを下方値としまして、10ページの表の下の(2)にございまして、経産牛1頭当たり月間乳量が(1)よりも1.2%多い場合で、その他同様に算出した759万トンを上方値としております。そして(3)にございまして、この両者の中央値が754万5000トンとなります。

以上が、生乳生産量の推定となっております。

なお、左側の10ページは、毎月の経産牛頭数をどのように推定したかを示したものでございまして、毎月の経産牛頭数は、その月から新たに生乳を生産し始める日、つまり②の初産牛分娩可能頭数に、③の前月から繰り越される経産牛頭数を加えたものから、⑤の屠畜や病死等により減耗する経産牛頭数を減じて求めたものでございます。

12ページをお開きください。12ページは生乳生産量以外の要素についての算定基礎でございまして、2の推定自家消費量(D1)については、23年度の見込みを基礎にして、最近の動向を考慮して、

6万トンと推定しております。

3の牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量（D2）については、D2AとD2Bに分けて算出しております。このうちD2Aは、牛乳等向け生乳消費量から学校給食用を除いたものです。D2Aにつきましては、国民1人当たりの実質民間最終消費支出、飲料支出に占める牛乳及び乳飲料支出の割合と、国民1人当たりの牛乳等向け生乳消費量との関数から、24年度の国民1人当たりの牛乳等向け消費量であるd1を推定しまして、これに24年度の推定総人口（N）を乗じることにより算出しております。この算式により、354万9,000トンから360万3,000トンと算出しております。

D2Bの学校給食用生乳消費量は、児童生徒数の減少を考慮して38万4,000トンと推定しております。

そして、D2AとD2Bを足し合わせると、牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量（D2）は、393万3,000トンから398万7,000トンとなりまして、その中央値は396万トンとなります。

4のその他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量（D3）については、23年度見込みを基礎に、最近の動向を考慮して、181万1,000トンと推定しております。

13ページに移りまして、先ほども御説明しました5の要調整数量につきましては、24年度の推定生乳必要量Q1'の761万6,000トンから770万6,000トンから、先ほど御説明しました24年度の推定生乳生産量（Q1）の750万トンから759万トンを差し引きまして、11万6,000トンとしております。

5ページにお戻りください。中ほどから算式とそれぞれの試算結果をお示ししております。上から、推定生乳生産量の中央値は754万5,000トン、推定自家消費量は6万トン、牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量の中央値は396万トン、その他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量は181万1,000トン、要調整数量は11万6,000トンとなっております。これらを上算式に当てはめると、求める数量である限度数量のLは183万トンとなるところでございます。

次に14ページと15ページをご覧ください。これは生乳需給表でございます。この表については、限度数量の御審議で参考となるようにお示ししているものでございまして、今まで御説明しました数値の一覧表となっているものでございます。なお、表の中には、あわせて23年度見込みに対する伸び率も付しております。この表については説明を省略させていただきたいと思っております。

算定資料の説明については、以上でございます。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

この後、そのほかの諮問の朗読等ございますが、一旦ここで10分ほど休憩をとらせていただいて、その後まとめてお昼までやらせていただきたいと思います。11時10分に再開させていただきたいと思っております。

政務官におかれましては、ここで御退席されます。

午前11時00分休憩

午前11時11分再開

○近藤部会長代理

それでは部会を再開したいと思います。

次に、食肉鶏卵課長から指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格に関する諮問文の朗読をお願いいたします。

○渡邊食肉鶏卵課長

食肉鶏卵課長でございます。

それでは、諮問文を朗読いたします。資料3の枝番で2でございます。

諮 問

畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき平成24年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

これが、まず諮問の牛肉、豚肉関係の諮問文でございます。

次に、資料3の枝番の3でございますが、こちらが肉用子牛のほうの諮問文でございます。朗読いたします。

諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき平成24年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

続きまして、朗読いただきました諮問に関連して、食肉鶏卵課長から御説明をお願いいたします。

○渡邊食肉鶏卵課長

それでは、諮問に関連しました試算値の内容について御説明いたします。資料でございますが、試算の結果の一覧表は資料4でございます。関連の説明資料が資料6の枝番の1から枝番の7までございます。

まず資料4の1枚紙、諮問案の一覧表の総括表をご覧いただきたいと思っております。初めに、中段の2の指定食肉の安定価格でございます。豚肉については、安定上位価格、24年度の欄を見ていただきたいんですが、545円、安定基準価格は400円ということで、どちらも23年度と同額の試算値となっております。牛肉についてはその下にございますが、安定上位価格は1,060円、安定基準価格は8

15円ということで、これも前年と同額になっております。

以上が指定食肉の安定価格でございます。

次に、その下の段の3の表でございます。こちらが肉用子牛の保証基準価格と合理化目標価格でございます。保証基準価格、合理化目標価格いずれについても、品種別に黒毛和種、褐毛和種に始まって5つの品種が掲げられておりますが、24年度の欄に掲げてあるとおり、試算の結果、23年度と同額の試算値となっているところでございます。

最後に、欄外の下の部分にございますが、合理化目標価格の適用期間については、従来と同様でございますが、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間ということで整理しているところでございます。

以上が、試算結果の数値でございます。

この後、資料6の枝番の1から7までに基づいて試算の内容について御説明したいと思います。まず資料6-1が食肉と子牛の制度の概要を説明する資料でございます。6-1に基づいて制度の仕組みを簡単に御説明させていただきたいと思っております。その後で枝番の2、3、4、こちらが豚肉と牛肉でございますが、食肉関係の試算を説明する資料が3つございます。その後に資料6の枝番5、6、7と3種類、こちらが肉用子牛の試算の内容について説明する資料となっておりますので、順次、枝番1番から7番までの資料に基づいて説明させていただきたいと存じます。

それでは、資料6-1の1ページでございます。これは指定食肉（牛肉・豚肉）の価格安定制度の概要でございます。牛肉、豚肉いずれについても、安定上位価格という価格と、安定基準価格という価格を2種類定めるということでございます。安定上位価格と安定基準価格の意味でございますが、法律上の意味を申しますと、安定基準価格を下回って価格が推移した場合には、農畜産業振興機構が市場からの食肉の買入れを行うということ。それから逆に安定上位価格を上回って価格が推移した場合には、農畜産業振興機構が保有する在庫があれば、それを売り渡すという需給操作を行うことで、食肉の価格を安定価格の上の価格と下の価格の帯の間で安定させるという手法が法律上定められているというものでございます。その制度運用の基準となる2つの価格を定めるということでございます。

この安定基準価格でございますが、生産条件や需給事情、その他の経済事情を考慮して、再生産を確保することを旨として定めることにされているものでございます。

次に2ページをご覧ください。今申し上げました2つの上の価格と下の価格を算定する基本的な考え方が2ページに記されております。牛や豚の生体の価格は一定期間、豚であれば5年間、牛であれば7年間のサイクルで需給が長期的に変動することが一般に知られております。そういった一定期間の間に価格の水準が一巡するという特徴を踏まえて、かつその基準、一定期間の生産あるいは需給を見ますと、過去の販売価格で生産者のコストが賄われて再生産が維持されてきたことに注目しまして、年間の季節変動を加味しても、1年間を通じて生産コストが賄われるような価格の範囲を算出するという考え方でございます。

具体的な算定方法が下の段の算式になっているものでございます。安定価格が求める価格でござ

いまして、これは枝肉1kg当たりの価格として定められておりますが、どのように算定するかと申しますと、まず最初に生産者が生体で販売した価格。これは基準期間、豚であれば直近の5年間、牛であれば7年間のサイクルが知られておりますので、それぞれ基準期間の平均の農家が幾らで生体を販売したか、農家が生体を販売した価格が統計上わかりますので、その価格の平均値をまずとってみるのが生産者が生体で販売した価格の意味でございます。

それに生産コストの変化率を乗じるというのが次のステップでございます。これは5年間、あるいは7年間といった基準期間の生産コスト。これも生産コストのデータがございますので、基準期間の生産コストを分母として、算定年度、つまり今で言えば24年度、来年度に見込まれる生産コストを分子として、基準期間に対して生産のコストがどの程度上がるか、下がるかという見通しを変化率という形でとってやって、その生産コストの変化率を乗ずるということでございます。

それによりまして、平成24年度当該年度に、生産者がこの価格で生体で販売できれば再生産が確保されるであろうという価格を、その計算によって見込んでやるというのが次のステップでございます。

次に、枝肉換算係数を乗じております。これは今説明しましたステップまでで求められる価格が生産者が生体で販売する価格でございますので、その価格が枝肉になったら一体幾らになるか、その枝肉ベースに換算する係数を乗じる操作をして、これによって枝肉1kg当たりの求める価格が出てくるということでございます。

これはあくまでも1つの平均的な数値、平均値として求める価格でございます。最後に変動係数をかけておりますが、年間を通して通常の価格変動の幅、豚であれば15%、牛であれば13%とございますが、その平均値をもとにして上に15%、下に15%の幅をとってやることによりまして、上の価格と下の価格を算定するという仕組みでございます。

以上が食肉の関係の仕組みでございます。

次に、3ページは肉用子牛の制度の概要でございます。肉用子牛生産者補給金制度は、四角の中にありますとおり、牛肉輸入自由化の措置に伴って、導入された制度でございます。左側の囲みの中のさらに四角の中に「目的」がございますが、肉用子牛の価格が低落して、保証基準価格を下回った場合には生産者に対して補給金を交付することによりまして、肉用子牛生産の安定を図る目的で行っているものでございます。

補給金制度の仕組みがその下に図示されております。私どもが定める価格が2つあるということで、「保証基準価格」と書いてある価格と、その下に「合理化目標価格」と書いてある価格を定めるということでございます。仕組みとしては、肉用子牛の平均売買価格が放物線のような曲線で書いてございますが、肉用子牛の平均売買価格が仮に保証基準価格を下回った場合、その下回った差額を生産者補給金として農畜産業振興機構から交付する仕組みでございます。これによって生産者の経営の安定を図るものであります。

さらに、ここで合理化目標価格とございます。この合理化目標価格を設けまして、生産者に対して、ここまでの合理化を目指そうではないかという意味合いの価格を定めるということでござい

す。ここまでの合理化をしようではないかという価格が合理化目標価格なんです、仮に合理化目標価格よりも平均売買価格が下回った場合、この放物線の一番下のほうですが、そこまで下回った場合には、保証基準価格から下がった分を補てんするという点は基本的に同じなんです、保証基準価格から合理化目標価格の分までは、国というか農畜産業振興機構からの補給金で全額を交付する。他方、合理化目標価格を超えてさらに下回った差額の部分については、全額を補てんするわけではございませんで、10分の9を補てんする。かつ負担割合とありますが、国が2分の1、県が4分の1、生産者が4分の1という基本的な割合で負担してあらかじめ積み立てておいた積立金を原資として、10分の9まで補てんする仕組みになっているものでございます。

次のページに移りまして、具体的な保証基準価格、合理化目標価格の算定の基本的な考え方、さらには算式について御説明したいと存じます。

まず保証基準価格が上半分でございます。基本的な考え方は、牛肉の輸入自由化対策で始まった制度でございますので、平成3年に牛肉が輸入自由化され、その影響を緩和するため、輸入自由化前に実現していた農家販売価格の水準を維持して、それによって子牛の再生産を確保できる市場取引価格を求めるということでございます。輸入自由化前にどれだけの農家販売価格が実現していたかということをもとにして、その後のコストの変化率という経済事情の変化を加味して算定するという考え方でございます。

算式が、この算定方法ということで下に書いてあります。求める価格が一番左にある保証基準価格でございます。考え方で申しましたとおり、第1のステップは牛肉の輸入自由化前の農家販売価格でございます。「基準期間」というものが注1にございますが、これも基準期間がございまして、牛のサイクルが7年と最初に申し上げましたが、輸入自由化前7年間の農家販売価格が幾らだったかというのが最初の項でございます。

これに対しまして、生産コストの変化率。先ほどと似ておりますが、算定年度24年度に見込まれる生産コストがどれだけかということを見込んでやります。それが基準期間に実現していた生産コストに比べて、どの程度上がったか下がったかという変化率を乗じてやる。これによって農家販売価格として、これだけのものが維持できていればいいはずだという価格を算定するわけでございます。

これは農家販売価格として定めておりますので、農家販売価格は農家の庭先価格のようなものです。この保証基準価格というのは、農家の庭先から家畜市場まで運んで行って、家畜市場で取引された時の価格として定めることとされておりますので、農家の庭先価格そのままでは使えません。したがって、農家の庭先での農家販売価格が幾らかということ、家畜市場まで持って行って取引したら幾らになるかということに換算してやるが必要になります。それが市場取引価格への換算係数ということでございまして、これを乗ずることによりまして、農家販売価格から家畜市場での取引価格に変換してやるということでございます。

さらに、品種ごとに黒毛、褐毛、その他の肉専用種、さらには乳用種、交雑種ということで品種別に定めることが必要になりますので、品種ごとの価格差のデータに基づいて、5つの品種ごとの

価格に計算するものでございます。

以上が、肉用子牛の保証基準価格の考え方と算定の方式でございます。

次に4ページの下半分でございますが、肉用子牛の合理化目標価格について御説明します。これは先ほども申し上げましたとおり、生産サイドにおいてここまでの合理化をしようではないかという価格の水準でございます。基本的な考え方としては、牛肉が輸入自由化されたわけですから、関税さえ払えば外国産の牛肉は入ってくるので、競争していかなければならない。ということで、輸入されてくる外国産牛肉に対して競争力のある国産牛肉の生産を実現をするために、目指すべき子牛の市場取引価格を算出してやるということでございます。

算出方法が下の部分にやや複雑に書いてございますので、算式の御説明いたします。求める価格が、左側の合理化目標価格であります。まず、輸入牛肉価格×肥育牛換算係数－肥育に必要な合理的な費用という3つ目の項まででございますが、この3つまでの計算をすることで、一番下のラインにございます、外国並みのコストで牛肉の生産をすることができる、もと牛となる国産子牛の農家の購入価格を算定するというところでございます。

具体的には、一番左の輸入牛肉価格ですが、過去10年間の平均的な牛肉の輸入価格。これは関税、港湾経費とか諸経費を含む形の過去10年間の平均的な輸入価格をもとにします。これは輸入された段階での牛肉価格ですので、牛肉価格から肥育牛換算係数を掛けておりますが、下の括弧にあるとおり、その牛肉価格のベースから、それを生きた肥育牛の農家販売価格の段階に戻して計算してやる。この価格で国産の肥育牛を販売すれば、輸入に対抗できる数値が求められる。そこから肥育に必要な合理的な費用。これは合理的な生産をした時に子牛を肥育牛まで育てるのにかかる費用の額ですが、そこから肥育に必要な合理的な費用を引いてやると、外国と競争できるような理想の国産子牛の農家購入価格が算定できるわけでございます。

それをもとにしまして、先ほどと似ていますが、市場取引価格換算係数ということで、農家購入価格から家畜市場での取引価格に変換する係数を乗じて、さらに各品種ごとの数値を求めるための品種格差係数を乗ずることで、各品種ごとの合理化目標価格を算定するという方法でございます。

以上が、制度の概要と算定の考え方、及び算定方式の説明でございます。

次に資料6-2以降に基づきまして、具体的な算定について説明いたします。

まず資料6-2の1ページでございます。これは豚肉の安定価格の算式でございます。先ほど御説明した算定方法を数学的に記号に置きかえたものが中段に記載されている算式でございます。Pが求める価格であります。P0が基準期間の肉豚農家販売価格でございます。Iが生産費の変化率であります。mとkが農家販売価格を枝肉卸売価格に換算するための係数。これはmという掛けてある係数と、kという足してある定数項と2つの係数からなるわけでございます。最後に安定価格の幅、これは変動係数ということで $1 \pm v$ 。vが安定価格の幅という算定でございます。

次のページでございます。各要素について説明いたします。P0は基準期間の農家販売価格ですが、平成19年2月から24年1月まで5年間、「農業物価統計」による農家販売価格を平均して算出しております。ただその際、安定価格帯におさまっていない価格については、それぞれ安定基準価

格、安定上位価格に見合う農家販売価格に修正して計算しているものでございます。

(2) の生産費指数 (I) でございます。I の算出について説明いたします。生産費指数は、先ほども申し上げましたが、直近5年間の基準期間における平均的な生産費に対して、24年度の推計される、見込まれる生産費がどの程度変化するかという指数でございます。具体的には、24年度に見込まれる生産費を分子にして、基準期間の平均生産費を分母にして割り算したものでございます。具体的にはア、イ、ウ、エとございますが、4つの要素から構成されているものでございます。最後に、3ページのオにあるような割り算をすることで生産費の変化率 (I) を求めているということでございます。

若干技術的になりますが、御説明させていただきます。まずアでございますが、基準期間の生産費における各費目の実質費用 (q0) の計算をいたします。これは「生産費調査」によりまして基準期間、この5年間の各年の生産費について、費目ごとに、生産費調査というのは実際にどれだけお金がかかったかという名目費用が書いてありますので、その名目費用を対応する物価指数 (平成17年=100) で除して実質費用を計算します。これがq0でございます。

イでございますが、価格算定年度の実質費用を見込む計算をします。これは各費目ごとに、基準期間の過去5年間に実質費用が、例えば飼料代なら飼料代の実質的な費用がどのように推移してきたかという過去5年間の推移がわかりますので、その過去5年間の推移に基づいて、24年度に実質費用がどの程度になるかというq1を見込んでやるという計算をいたします。

ウでございますが、次の要素が基準期間の各費目に対応する物価指数であります。先ほどアで各費目ごとに物価指数で除すといいましたが、その除す物価指数に対応するものであります。これは基準期間各年の生産費の各費目に対応して、「農業物価統計」等の物価指数を平均して算出しているものであります。

最後の要素として、直近の各費目に対応する物価指数がでございます。これは「農業物価統計」等によりまして最近時、基本的には直近の3カ月でデータをとって平均しますが、最近時の物価指数を費目ごとに平均して算出しているものであります。

これらをもとに、オにあるような計算をするわけでありまして、生産コストの変化率ということで、まず分母を見ていただきますと、基準期間過去5年間の肉豚生産費。これはq0が基準期間における実質費用であります。それにp0が基準期間における物価指数でございますので、実質費用に物価指数を掛けることで基準期間の名目費用が出るわけでありまして、その各費目ごとの合計が分母になる。言ってみれば基準期間の生産費でございます。

他方、分子でございますが、これはq1が算定年度、24年度に見込まれる生産費の実質費用でございまして、p1が直近に対応する物価指数でありますので、これら両者、実質費用に物価指数を掛けることによりまして、名目上の費用が各費目ごとに計算できる。その全てを合計したもので、すなわち、24年度に見込まれる生産費の総計が分子にございます。これによりまして、基準期間に比べて24年度の実質費用がどの程度変動するかということを示す指数が計算できるということでございます。

以上が、生産費指数（I）の計算の説明でございます。

次に、(3)の枝肉換算係数（m）と定数（k）の計算でございます。これは基準期間が5年間でございますので、その5年間。5年間ということは、月数で言うと 5×12 で60カ月あるわけです。枝肉卸価格に対応する農家の販売価格の1対1の組み合わせの60個のデータをもとに線形回帰分析を行ってmとk、予測値と実際の観測されたデータの乖離が最も小さくなるようなmとkを求める計算をして、算出しているものでございます。

最後に、安定価格の幅です。前年度と同様ですが、従来の年間の季節変動の程度を勘案して、15%±という計算をするということでございます。

以上が豚肉の安定価格算定の考え方でございます。

続きまして、牛肉のほうも非常に似ていますが、牛肉についても説明させていただきます。資料6-2の4ページから7ページまででございます。豚肉と同じような考え方でありまして、ただ豚肉と違いますのは、4ページを見ていただきますと、ちょっと式が複雑ですが、先ほど豚のほうで説明しました算式とmとかkが入っていて似ておりますが、これは変数が1個の回帰分析ではなくて、変数が2個の重回帰分析になっております。その変数が2個というのは、1つが和牛の変数、1つが乳用種の変数になっている分複雑になっておりますが、それ以外は基本的に豚肉で行っている統計学的な処理と同様の処理を行って算定しているものでございます。

安定価格を求める牛の枝肉というのは、去勢牛のB2という規格、あるいはB3という規格になっているわけですが、その去勢牛に和牛と乳用種の雄の両方が対象になっている。その和牛と乳用種によって販売価格と枝肉価格の関係が若干異なる。また、生産費の調査も別々に調査されている事情がありますので、重回帰分析になっているということでございます。

5ページをご覧ください。(1)がP0でございます。豚肉と似ていますが、違うところは基準期間が5年ではなく直近7年間ということで、牛のほうで需給変動のサイクルが豚よりも長いので、7年間の基準期間をとって農家販売価格を平均して算出しているものでございます。

(2)の生産費指数（I）でございます。これも生産費の調査が和牛系統と乳用種系統で別でございますので、生産費指数も分けて算出しているものです。q0とかq1の関係の部分は、基本的には豚と同じような算出をしているものでございます。

7ページに行きまして、農家販売価格を枝肉に換算する係数の算定でございます。これも直近7年間の卸売価格と農家販売価格の1対1の関係。これは7年間ですので、データが $7 \times 12 = 84$ 個の対のデータがあります。それによって回帰分析をすることでmとkを算出します。

また、変動係数は、前年同様でございます。年間の季節変動の度合いを加味して、±13%の変動係数をとっているものでございます。

以上、述べたことを具体的な数値の計算として御説明させていただくために、資料6-3をご覧ください。

1ページは豚肉でございます。(2)の試算をご覧ください。直近5年間の農家販売価格の平均は305円でございます。それに基準期間に対する24年度の実績の変化率の0.998を掛けまして、その

結果304円39銭という数字がございます。これが農家販売価格でございますので、これを市場で取引される枝肉価格に換算するための回帰分析をやった結果出てくる係数と定数項が、 $1.662 - 32.44$ ということがございますので、これを掛けて引くという計算をすることによりまして、平均的な枝肉価格は473円46銭であります。これを安定上位価格と安定基準価格にするために、 1.15 を掛けたもの、それから 0.85 を掛けたものが544円48銭、さらに下の価格が402円44銭ということになります。基本的に5円刻みですので、求める価格は安定上位価格が545円、安定基準価格が400円という算定でございます。

なお、括弧書きにある価格は、いわゆる豚の屠畜処理の時に、皮はぎ法と湯はぎ法というやり方がありますが、それによって枝肉の重量が違ってくる関係がありまして、これは統一的に皮はぎ法の場合の安定価格でございます。湯はぎ法は皮の重量を考慮して、7%の格差ということでございます。

次のページ以降が、 P_0 の計算を示しているものでございます。先ほど申し上げた60個のデータでございます。

次に3ページをご覧ください。先ほど申し上げた計算をしますと、(2)の試算ということで、分母と分子で 0.998 という変化率が算出されます。この q_0 、 q_1 、 p_0 、 p_1 の諸元については、4ページから8ページまでそれぞれの項目の諸元が記されています。

さらに、回帰分析を行った結果が9ページにございます。試算にあるように $Y = 1.662X - 32.44$ ということでございます。

以上が豚肉の算定でございます。

次に牛肉について説明いたします。資料6-4でございます。

1ページをご覧ください。(2)の試算でございます。豚肉のところでも詳しく説明しましたので、この式については特に数値は申し上げませんが、この試算に合うような算出をしまして、結果として、求める価格が1,060円と815円になります。

2ページ以降は、肉豚の資料と同じように資料の諸元、生産費のデータなどの諸元が記されているところでございます。

次に資料6-5以下、保証基準価格、合理化目標価格、肉用子牛のほうの説明をさせていただきたいと思っております。

○近藤部会長代理

まことに恐縮なんですけれども、午前中で御退席になる方がいらっしゃるのので、少し早めに御説明をお願いしたいと思います。

○渡邊食肉鶏卵課長

大変失礼いたしました。

それでは、6-5に基づいて保証基準価格を御説明したいと思います。保証基準価格についても品種ごとに定めるということですが、1ページの中段に書いている算式がございます。これも豚肉の時に説明したものとほとんど同じような形になっておりまして、基本的には同じような統計的なデ

一タ処理を行って算定しているものでございます。Pが求める価格、P0が輸入自由化前7年間の農家販売価格、Iが生産コストの変化率、mとkが市場取引価格への換算係数、Dが品種格差の係数ということでございます。

2ページ以降、基準P0、あるいはIの計算をしております。サッとご覧いただきますと、先ほど豚肉のところでも詳細に説明したものと似たようなものが並んでおりますが、先ほどと同じような考え方で諸元を計算しまして、係数を求めて計算しておりますので、この部分の説明は省略させていただきます。

次に合理化目標価格について御説明したいと思います。資料6-5の4ページでございます。合理化目標価格についても、保証基準価格と同じように算式が書かれております。中段に、 $P = \{[(C \times T \times Q) \times u + v] \times W - G\} \times m + k \times D$ と非常にややこしくなっておりますが、Pが求める価格であります。Cが輸入牛肉価格、Tが関税諸掛かり、Qが輸入牛肉の部分肉価格を国産の部分肉価格に相当する価格に直すための係数であります。そこにu+vという係数がございますが、これは回帰分析を行うための係数であります。これは肉の価格を肥育牛の生きた牛の値段に換算する係数と定数でございます。これはキロ当たりの数値でございますので、そこに肥育牛の出荷体重をかけてやる。これによって国産の牛肉が輸入牛肉に対抗できる肥育牛の価格が算定できる。その肥育牛の価格から肥育に要する合理的な費用の額、Gを引いてやるということでございます。これは農家購入価格が求められるものですから、それをさらに家畜市場での取引価格に変換するための変換係数mとk、これも回帰分析を行うための係数ですが、それを掛けてやることで外国産と競争できる理想の国産子牛価格が求められる。それをDというもの、これは品種ごとの格差をもとに、例えば乳用種が幾らであれば交雑種は幾らだという品種間の格差がございますので、格差を係数として掛けてやることで、品種ごとの合理化目標価格を算出するという計算をしているものでございます。

今申し上げたことをデータに即して御説明したいと思いますので、資料6-6をご覧ください。6-6が保証基準価格でございます。1ページと見比べていただいて、1ページに算式、2ページにその代入した試算がございます。これも豚肉で説明したものと非常に似ておりますので、特段数値は申し上げませんが、若干違いますが、2ページの右肩に黒毛和種、褐毛和種、その他肉専用種ということで、1.003を掛けたり、0.933を掛けたり、0.704を掛けております。これが品種ごとの格差であり、品種格差のための係数を掛けているところが豚肉と異なる点でございます。

さらに、下半分に乳用種、交雑種とございます。乳用種については、係数1でございますので掛けておりませんが、それに対して交雑種の値段は、1.177倍であるというのがこれまでのデータでございますので、その係数を掛けて品種ごとの価格を求めているのが、豚肉のところとは違っているということだけを御紹介させていただきたいと思います。

3ページ以降、試算に代入した数値が表の形で全て諸元が記されていますので、ご覧いただければと思いますので、この表等の御説明は割愛させていただきたいと思います。

最後に、合理化目標価格の算出の数値について資料6-7で御説明したいと思います。1ページに

先ほどの算式がございまして、2ページ目にそれを代入したデータがございます。

2ページをご覧ください。上段の半分が和牛等の関係ですが、これについて説明いたします。一番上の式の431円26銭が輸入牛肉の価格であります。1.505が関税率、諸経費の率でございますので、これに関税率と諸経費を加えた額にするための係数を掛けているものであります。次に2.85という係数を掛けておりますが、これが和牛と輸入牛肉の品質格差の係数であります。ここまで掛けることで1,849円79銭になりまして、これが輸入牛肉の値段から算定した、輸入に対抗し得る和牛の牛肉の価格が求められるわけでありまして、

この価格は牛肉の価格でございますので、この価格に回帰分析で得られた係数と定数を足すことによりまして、生きた肥育牛の1kg当たりの価格が得られる。生きた肥育牛の1kg当たりの価格が891円20銭ということでございます。これに肥育牛の通常の出荷体重751.6kgを乗ずることで、1頭当たりの肥育牛価格が求められるわけでありまして、この1頭当たりの肥育牛がこの値段であれば、外国産の牛肉に対抗できる価格が求められるわけでありまして、

そこから、さらに39万4,846円を引いておりますが、39万4,846円が肥育に要する合理的な費用でございます。この肥育に要する合理的な費用を引きますと、答えが27万4,980円になりまして、肥育のもと牛となる子牛を27万4,980円で購入して合理的に育てれば、輸入牛肉に対抗できる肥育牛肉を生産することができるという数字でございます。これをもとにして黒毛、褐毛、その他肉専用種、品種間の格差係数を乗じまして、品種ごとの合理化目標価格を算出しているものでございます。

そのページの下半分が、乳用種及び交雑種について同様の計算をしたものでございますので、この説明は割愛させていただきたいと思っております。

以上が合理化目標価格の数値の算定でございます。回帰分析あるいは重回帰分析という手法で計算して、 m とか k というものが出ていて非常に数学的、統計学的な説明になって恐縮でございます。これら統計処理は一定のルールに基づいてやっております、標準偏差をとるなどして、例えば60個データがある、あるいは84個データがあるという時に、その中には何か説明のつかない異常なデータもございまして、一定の標準偏差から外れたりするデータについては、排除するなど統計分析をする手法の中でこういった計算をしているものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。また午後御質問があれば重ねて御説明いただくということで、よろしく願いいたします。

次に、募集をかけていた「国民の皆様からの意見」につきまして、事務局から御説明をお願いします。

○原田畜産企画課長

資料7でございます。横の両面で2枚の紙でございます。

2月17日から2月28日まで募集しました国民の皆様からの御意見でございますが、全部で9件でございます。No.1にありますように加工原料乳、肉用子牛それぞれについて御意見がございますの

で、委員の皆様方にお目通しを願えればと思います。

以上でございます。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

続きまして、「前回の畜産部会において時間の都合上、回答し切れなかった事項」につきまして事務局より御説明をお願いいたします。

○原田畜産企画課長

資料8でございます。部会長代理からお話がありましたように前回お答えできなかったもので、資料8-1で、特に稲わら、牛ふん堆肥等の処分についてでございます。汚染稲わらを食べた関係で、牛が出したふんが堆肥として汚染されているという局面と、稲わら自体が汚染されているという局面がございます。

上の四角にございますように、10万Bq/kgを超える人の健康影響を考えても問題のある稲わらについては、農水省としても現地に行きまして隔離一時保管をしております。真ん中に写真がありますが、土のう方式で人家から離れたところに積んで一時保管しております。それから、牛ふん堆肥については97%が8,000Bq/kg以下でありまして、余り濃い濃度のもものではございませんが、これも市町村の協力を得ながら一時保管を進めております。それから、稲わらで濃度の低いものについては、下の絵にありますようにパイプハウス方式で、稲わらをラッピングしてパイプハウスの中に一時保管する形で進めております。右側に連携体制を示しておりますが、農水省と県・市町村と環境省が連携しまして、最終的な処分に向けて、まずは一時保管を進めております。

次の資料8-2と8-3は、前回部会時にはまだ決まっておりました厚労省の4月1日から適用される新たな食品中の放射性物質の基準について参考資料としてまとめております。前回もこの関係で随分御質問がございましたので、後ほど御意見の中で触れる機会があるかと思いますが、とりあえず用意しているということで御理解ください。

それから、8-4は農水省のホームページから印刷したものでございます。前回も、できるだけわかりやすい情報を提供するようにという御意見をいただきました。例えば8-4は畜産物について、厚労省のデータを農水省において濃度ごとに再整理し、あるいはグラフをつける等し、できるだけわかりやすく整理していこうということで今回改善しましたので、御紹介いたしました。

次の3ページは牧草の放射性物質調査の結果でございます。一番上の段に、4月1日の食品の基準値見直しを前提に2月3日に飼料の暫定許容値を見直し、牛の場合は100Bq/kgとなったわけですが、そういった説明と、今後とも牧草の検査を進めてまいりますので、こういった形で牧草等の検査結果も国民の皆様方にわかりやすい形で提供していきたいという趣旨でございますので、御紹介させていただきます。

以上でございます。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

冒頭に申し上げました本日のスケジュールに従いますと、この後意見聴取ということになりますが、それは午後の部になりますので、その折には御意見、御質問などを活発に出していただきたいと思っております。なお、本日の詳細な議事録につきましては、後日整理いたしまして、皆様に御確認をいただいた上で公開することになります。

なお、委員の皆様の御意見は、後ほど午後の部で事務局で簡潔に整理していただきまして、委員の皆様に御確認いただいた後、「意見の概要」という形を取りまとめ、今後の政府の施策の展開に当たって参考にさせていただきたいと考えております。

また、これにつきましては、本日中に公表したいと考えておりますけれども、これについて御意見、御異議等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、御異議なしということで、そのようにさせていただきたいと思います。

意見聴取及び質疑応答

○近藤部会長代理

意見聴取につきましては、午後に予定しておりますけれども、阿南委員が午前中で退席されると伺っておりますので、阿南委員には、御発言があればこの場でぜひお願いしたいと思います。

では、阿南委員よろしくお願いたします。

○阿南委員

ありがとうございます。私は大きく2点、意見を申し述べたいと思います。

今御提案について御説明いただきましたが、この数値については理解するのが難しく、どのようなことを言えばいいのかなかかわからないところがあります。ただ、私はこの計算方式の中に、現場の声や現状がちゃんと反映されていることがわかればいいのではないかと考えております。消費者の目下の関心は、震災と原発事故による影響についてです。震災発生当時は牛乳に関して言えば、牛乳の提供がしばらくなかったということがあります。そしてその後、牛乳そして牛肉の放射能汚染ということも非常に大きな問題としてあります。また、今現在、畜産業、酪農業にとって飼料が非常に高騰していることについても消費者の問題意識としてあります。ですので、生産者、事業者の皆さん方が安心してみずから安全対策をとっていけることを保証できるような今回の計画であれば、私は賛成したいと思っております。生産現場の人たちが日々、本当に努力されていることは私たちにも見えておりますので、その努力が報われる形の結論が出ればと思っております。

もう一つ言いたいのは、世の中はものすごく変わっていて、農業、酪農、畜産関係の環境が変わっているだけでなく、消費者の需要もすごく変化しているんです。ですから、そこは今までどおりの算定方式でいいのかどうか、ここで考える必要があるのではないかと思います。やはり消費者、需要サイドの意向を反映したような仕組みを作る必要があるのではないかと思います。今のままだと政府が細々と決めて、介入して、こうしなさいと言っているようなスタイルになっているわけで

す。そうではなくて消費者がどのようなものを欲しがっているかを十分に生産者、事業者自身がつかまえて、それに対応できる仕組みに変えていく必要があるのではないかと思います。

例えば牛乳で言えば、消費者があそこの産地のあの品質のものを自分は飲みたいんだ、ということが本当に反映できるような仕組みになっているのかということです。また牛肉の生産についても、国産牛を食べたい消費者もいっぱいいるわけですが、今の関心は和牛ということよりも、どちらかという品質も良く、そして価格もリーズナブルであるという交雑種ですか、そういうところへの要望があり、実際に売れている傾向があるわけです。このようなことがもう少し反映できるような仕組みを考えていく必要があるのではないかと思います。現在の算定方式も含めてもう一回根本的に見直していくことが必要ではないかと思いました。

以上でございます。ありがとうございました。

○近藤部会長代理

ありがとうございます。

私も部会長代理の立場ではなくて、消費者代表の立場で言うと全く同じような意見を持っておりまして、この算定方式は科学的には極めて合理的な方法なんでしょうけれども、果たして平成2年から決まった方式を現在使っていて、それで消費者や今の世界環境も含めて反映され続けていくのかなということに対して疑問を持ちました。

よろしければ、せっかく阿南委員がいらっしゃいますので、どなたかコメントしていただければと思います。

では、畜産企画課長お願いします。

○原田畜産企画課長

牛乳関係、食肉関係と広範にわたる御意見を承りましたので、総括的にお話をしたいと思います。

今回の諮問事項につきましてはルールに基づいたものでございますが、前回の御審議、今日の御審議も含めて、例えば25年度予算等今後のいろいろな施策の展開に当たって参考にさせていただきながら、また御報告できるような形で進めてまいりたいと思います。今日「意見の概要」という形でまとめていただくものにつきましても、それを受けとめて、私たちとしてもいろいろな形で施策を広げていきたいと考えております。特に今御指摘のありました、はっきり言って旧態依然である考え方で時代に即応できるのかということにつきましては、私たちも受けとめてまいります。震災関係、原発関係の復興・復旧につきましては、今回の価格対策だけではなくて、前回は資料で御説明しました肥育関係の対策とか賠償の関係、いろいろなことで整理しておりますので、そういったことについては午後御説明できる機会をとらえてしていきたいと思います。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

阿南委員、何かつけ加えてございますか。

では、牛乳乳製品課長お願いします。

○倉重牛乳乳製品課長

簡単に今企画課長が申し上げたことを補足いたしますが、説明が長くて数式も多かったことを大変申しわけなく思っております。ただ実際の作業の中では、今阿南委員がおっしゃったこと、部会長代理がおっしゃったことは、非常に考えながらやっているところでございます。簡単に例を申し上げますと、震災の影響によって牛乳の供給がままならなかったということで、酪農家の皆様の生産意欲を励まさなければいけないということが課題としてございましたので、先ほど加工原料乳のほうで御説明しました限度数量については、大体生産の目安になるものですが、積極的に算定しまして、全国の酪農家の皆さんに生産をお願いしますということを込めて、算定しております。

あと飼料の関係でございますが、飼料の価格が高くなるということは補給金単価のほうに影響を与えるものでございまして、直近まで状況を見まして、それを単価に反映させるということが無機的なこの資料の中にはまじっております。

2番目の御指摘でございました、世の中の需要が変わっているということはおっしゃるとおりでございまして、この制度には含めていませんが、お金の出し方としてはほぼ似ているもので、今チーズの消費が伸びておりますので、チーズ向けの生乳を伸ばす形の助成金を、この制度ではないんですが、補助金で23年度から始めております。そういうことで時代の変化、需要の変化に即していかなければいけないことについては全く同感でございますので、こういう対策を行っているということも補足させていただきました。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

ほかに補足で御発言されたい事務局の方はいらっしゃいますか。

○渡邊食肉鶏卵課長

肉のほうも、1点目に御指摘にありました飼料の高騰とか、震災後の直近の状況とか、そういったことで織り込むべき事項については、なるべく直近まで織り込むという考え方で算定しております。算定はルールでございますので、その中で、できる限り直近まで織り込むということで対応しているところでございます。

2点目の消費者の意向なり需要に対応した算定というのは、受けとめてちょっと考えてみますけれども、牛肉にしても豚肉にしても、我々が決める価格が市場の価格になるわけではございませんで、実際には価格は需給に応じて、卸売価格にしても小売価格にしても変動している。そういった中で需要に即した生産が行われるような対策、生産的な対策とか、いろいろなマーケティングへの支援とか、そういった面は価格の決定とはまた別に、当然しっかりやっていかなければならないことだろうと考えているところでございます。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

それでは、午前中はここで一旦区切らせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、お昼の休憩に入りたいと思います。今12時27分ぐらいですので、午後1時30分を目途に再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。

午後0時27分休憩

午後1時30分再開

○近藤部会長代理

それでは時間になりましたので、午後の部会を再開したいと思います。午後は、皆様からの意見聴取及び質疑応答ということで進めてまいりたいと思います。

今日は人数が多くないので、十分に御意見を言っていただける時間があるかと思います。とりあえず皆様方から一通り御意見をいただいた上で、まとめてその後御担当のほうから御説明いただく。その上で多分もう一度時間があると思いますので、改めて次は御意見のある方々を順番にという形で進めさせていただきたいと思います。

すみません、その前に、午後の部用の追加資料が配られておりますので、この説明を事務局からお願いします。

○原田畜産企画課長

前回お配りしたものは、2月版でしたので、3月版に数字を更新したものをお配りしておりますので、午後の御議論の中で適宜使いたいと思います。あと古川委員からの意見がございますが、これは後ほど御紹介させていただきます。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

では、石澤委員から御意見をお願いいたします。

○石澤委員

こんにちは。石澤です。

午前中、大変難しい数式をいろいろ勉強させていただいてありがとうございました。いずれにしても、畜産物の価格については飼料に左右される部分が非常に大きくて、先ほども同じような話が出ていましたが、タイムリーにそれを反映させていくのかというのが非常に大切な部分だと思います。ただ単純に高くすればいいというものでもないし、下がったからタイムリーに下げていくような形でもないと思います。その辺は農水の皆さんは大変苦労されてこういう5年とかの資料をつくられていますが、これから先の1年間、2年間というのはどんどんスピードが早く変わっていくと思います。この辺について何かもうひと工夫できると非常にありがたいと思っています。

先ほどちょうどお昼にお話ししていましたが、私たちのところで、たまたま昨日東京都内の酪農家の皆さんのところを何カ所か回ってきました。東京都内という大消費地でも牛乳の価格はある程度決まっていて、なかなか自分で自由に売れないような状態がある。できることであれば東京都内の生産者の人たちが先頭切って、みずからきちんとした価格で売のような形はできないのかという話をしたら、これは法律がなかなか難しく、牛乳というのは殺菌しないと売れないんですよ、牛乳というのは1回冷やさないとだめなんですよ、という話を現場の人たちがしていました。あれをもうちょっと上手にできると、牛乳なんかはもっと変わった世界でできるのかなと思いました。あ

る意味一番のネックは、余りアウトサイダーになると補助金がもらえなくなるということをお話していただきましたので、そういうところもひっくるめて、農水の皆さん一生懸命こうやって苦勞されているんでしょうけれども、できれば現場のところで、その土地その土地に合ったものがきちんとできていけば、美しい姿が見えてくるのかなという気がします。

それから、飼料原料についても、今はトウモロコシ主体になっています。今は小麦が非常に安くなっていますので、もう少しスムーズに小麦を使えるようにならないのかということです。皆さん御存じのように、トウモロコシはエタノール需要等で飼料用仕向けや在庫率も減っていますので、なかなか厳しいわけであります。小麦は大豊作で、これをもう少しタイムリーに使っていけると畜産物の価格も、生産者にとっても生産原価も低くなっていくでしょうし、その辺ももう一工夫何かできないか。使えるようになっているはずなのに、使っていないこの仕組みが何なのかを、もうちょっと一緒に考えていければと思っています。

とりあえず今回のこの中身については、今まで長年やられている取り組みの中でこういうふうにして数字を出されてきたので、今回のこの件に関しては特にあれですけども、今後の課題として阿南さんと同じように、もう一工夫できないかということだけ最後にお話しさせていただいて終わります。よろしくをお願いします。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

それでは、小谷委員から御意見をお願いいたします。

○小谷委員

私も午前中の数式には、追いついていくのに精いっぱいだったんですが、阿南さんがおっしゃったように最終的にその形が今の現状を反映するものになっているならいいなと思っています。たまたま昨日福島の県の農業総合センターに行きまして、あらゆる食品の放射線濃度を毎日200品目はかっているという、すごく厳密なお仕事をされているところを見て、そういう中から国の発表する基準値が出ているというのを取材して、現場にいる方は大変なんだというのがよくわかったんですが、最終的に基準値の変更などがあって、それが安心なんだ、安全なんだとおっしゃる数値と、実際に買い手として消費者がじゃあ幾らなら安心で買えるなと思えるかということにずれがあるようで、消費者も勉強しないといけません、その辺の伝え方というか、わかりやすい情報の開示をお願いしたいと思います。

以上です。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

続きまして、笹崎委員からよろしくをお願いいたします。

○笹崎委員

今日の御説明をお伺いして、計算の数式についてはいろいろな方式がありますがけれども、生産者としては、出た最終的な数字については理解できるわけですが、消費というのは計算どおりいかな

いんです。貧しい時代は生産あつての消費でしたから、ある程度経済学的にも予測の数字と消費動向というのは一致してきたわけです。ところが豊かな時代になってきた時には消費動向の中に心理学が入ってきまして、放射能の100がいいのかどうか、ゼロじゃなきゃいけないという人は絶対買いませんし、いいんじゃないのという人は買ってくれます。その辺の心理的なものが非常に豊かな時代になった場合は、選択肢が広がっていきますので、予定どおりいきません。ただ、今日の午前中の理論で計算した結果がどうなのといっても、一頭一頭におとしこむと和牛でも豚肉でもピンからキリまであります。実際に店頭で買うお客様は、物を見ながらこれがリーズナブルかどうか、自分のお財布と相談して買うわけでありまして、計算式が間違っている、間違っていないという議論の前に、それは生産者が生き残るための一つの支援策の一環の意味合いではありますが、それでも私たち生産者の立場で言いますと、手を抜いた生産をしていけばそのとおりにいかなくて、その値段どおりの価格では赤字になってしまうという厳しい線が当然出てくるわけでありまして、今回算出された数字から見ると、僕は数字的には適正の範囲内だという感じを持ちますが、生産者によって設備投資をしている人、あるいは経営の中身によっては、数字が高い安いということが出てくるのは当たり前でございまして、どうしても万人に均一にはならない。

ただ何が大事かと言いますと、その数字は僕は理解はできるわけですが、一体その数字をもとに日本の農業、畜産をどう育てていくのかということが基本にあつて、この数字を出してきたという根拠をしっかりと見極めて欲しいわけです。というのは今回の審議会が若干日程がずれたというのは、金融情勢、為替の情勢、オイルの情勢が非常に変動している中で調整のふれがあつたわけですから、これは絶対につきものですので、1年間固定で最終結論を出すわけですがけれども、緊急措置としてふれが大きかった場合は、それをどうやって補正していくのかという一文はどこかに入れておいていただきたいと思っております。激変期が多分これから出てくる可能性が高いのではないだろうかという懸念がございまして、この辺を留意していただきたいと思っております。

それから放射能の汚染問題で、特に牛肉ではっきりしたことは、トレサビリティを導入してきてよかつたという結果が出ています。全ての牛肉の追跡ができたということに対してはトレサビリティの成果が如実にあらわれた。豚についてはこれが非常にまだあいまいです。実験段階ではやっておりますが、豚肉のトレサビリティをきちんとやるという法的な措置も含めて、国産のものに対する責任を生産者が持ちながら、消費者にその価値をちゃんと伝えていくことが、流通業者も含めて、私も流通をやっている1人でございまして、必要なのではないのでしょうか。

今うちの牧場もそうなんですけれども、消費者から、工場や牧場の見学をしたい、農場を見学したいというニーズがものすごく高いわけです。これは前も多分言ったことはあると思いますが、裏をかえせば、いかに消費者からお店への信頼がないかという表れでもあるんです。トレサビリティをちゃんとしていくことが、豚肉の場合でも大事なことだと思います。あるいは海外と伍していくためにも、生産履歴をちゃんと生産者が開示して、こういう豚を作っております、こういう肉を作っておりますということを胸を張って言えるような、消費者との信頼関係づくりに大変役に立つのではないだろうかと思っております。これは今回の中には書いてありませんが、ぜひ一文を入れていた

だきたいと思います。

それから、つい最近豚肉の輸入問題で、脱税関係のニュースが大きく取り上げられています。豚肉も年間80万トン輸入されているわけですが、その差額を税金で納めるという中で、税金として、捕捉しているのは180億円ぐらいです。実際には80万トンで計算しますと、千五、六百億円ぐらいの差額の関税がどうも捕捉されていないのではないだろうかという疑念もございます。数字の真偽はわかりません。ただ、180億円というのは捕捉されている率としては、非常に少ないように感じています。実際には捕捉されていないほうが多いのではないだろうかということも懸念されています。法治国家として食品の安心、安全を含めて、輸入食品に対するチェックをきちんとしていただきたいと思います。

次に現在、中国でもそうですが、日本の放射能汚染区域が確定されておりまして、まだ輸出ができないところもあるわけです。国際問題等ありますが、日本国内の消費者を守るという点から言っても、あるいは法治国家という点から言っても、その辺をきちんと国レベルでしっかりと交渉をやっていただきたいというのが3番目の希望でございます。

ただ世界じゅうあちこち回ってみて、50%の食料自給率という目標を政府が挙げているわけですが、その点についても審議会の中で、畜産物はどうあらねばならないのかということも見えてこない部分があります。全体の農産物の食料自給率は50%目標というふうに国が策定しておりますが、畜産に関してはどうしていくのかということについても、数字の需給目標をきちんとなければ、現状維持でいいというわけにはいかないでしょう。なぜかといいますと、うちの牧場では豚を生産しながら、できた堆肥が農家で取り合いになっています。農家から、豚の堆肥が本当に大事だということが最近非常に高まってきまして、堆肥の需要が非常に多くなっている。肉だけではなくて、全体の耕種農業も含めた貢献というものが本当に畜産は多いんだということを、あらためて強く感じております。

それと最終的には自給率だけでなく、あちこち回ってみますと、本当に食料供給体制がこれで大丈夫なのかという不安を感じざるを得ません。お金があつて買えばしのげるという時代から、資源争奪戦に既に入っている段階の中で、日本の農業をどうしていくのかという議論をもう少し詰めていかなければいけないのではないだろうか。そういう中で畜産はどうしていく、耕種農業はどうしていくという議論をきちんと国策として国民の安心・安全を保障するための方向づけもコメントとしてどこかに入れておくべきだろうと私は思います。

先日、たまたま北朝鮮が、海産物を輸出禁止にいたしました。本当にお金が欲しくて海産物で何とか現金収入を得ようとしていた国でも、いざとなると背に腹はかえられない。国民のおなかを満たすのが先であるということで、珍しくそういうことが記事になっておりました。やはり食料需給の問題は、これから本当にタイトになっていくなという感じを持たざるを得ません。

以上です。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

続きまして、篠崎委員からお願いします。

○篠崎委員

他の委員がおっしゃったこととほぼ同じ感想です。非常に難しい式を使われていますが、設計当時はしっかりしたものだったと思いますが、不測の事態などこれまでと違った流れが出てきていますので、新しい式を検討する必要もあると思います。ＴＰＰ参加の議論が進む中で、今の制度設計のままで、その先を見据えた食糧安定供給が続けられるのかどうかについては、なるべく早めに議論をスタートする必要があります。

あわせて新しい制度設計議論の中で、国民との価値共有をやらなければいけない。供給側だけの制度だと、消費者のニーズが多様化し、なおかつ流通形態が非常に複雑化している現状では安定的な制度にならないのではないかと。価値の共有化ができる制度とは何なのかということ議論するタイミングではないかと思えます。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

続きまして、那須委員お願いいたします。

○那須委員

お世話になります。私は現場の声として言いますと、これは大反対です。なぜなら今一番現場に必要なのは、少しでもいいから価格を上げていただきたい。それによってやる気、熱意、意欲を出させることが一番の目的だろうと私は思うんです。今戸別所得補償制度が実施されておりますが、米農家の方が言われておりました。米の下がる値段に比べると戸別所得なんて微々たるものだけど、でも全然ゼロよりはうんと助かると、これが私たちの意欲になったということ言われております。畜産に関しても、少しでもいいから去年より５円上がった、１０円上がった。その少しでも上がる希望というのが一番必要ではなからうか。さっき仲野政務官が、将来に希望を持てる政策を今からやっていきますということ言われていましたけれども、やはり将来に希望を持たせるためには、今をどうにか乗り越えさせるため、そのためには少しでもいいから値を上げていただきたい。

ただ現場で今思いますのは、行政がどんな動きをするようになるのかというのが少しずつ見えてきました。今、人・農地プランといいますか、５年、１０年後にこの土地をどういうふう利用していくかをＪＡさんを中心に話し合いをするようになりましたので、そういうところからするとビジョンが少しずつ見えてきましたけれども、それでも現場にとりましては、まだまだ意欲を出させるには足りませんので、少しでもいいですから、価格を上げていただきたい。

この数値的には確かに皆さん頭のいい方ばかりがされていますので、合っている数値だと思えますけれども、しかし頭で考えた数値と、現場で起こる毎年の経営的なものは全然違ってきます。例えば飼料作物を植えても、前の年は反当り３個とれても、明くる年は２個しかとれなかった。そういう現場的なことが果たして数字的に入っているかということ、入っておりません。現場はそれを毎年毎年クリアしていかなければならない。そういうものも考えた中で、算定をお願いできるならと思えます。

以上です。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

続きまして、飛田委員からお願いいたします。

○飛田委員

今回の諮問に出されております加工原料乳の補給金、そして限度数量、肉用子牛生産者の補給金対策、それぞれ私ども北海道ですけれども、酪農については全国の半分以上の生産をしていることからすると、特に北海道は加工乳ですから、この補給金の対策、あるいは限度数量は非常に関心を持って組合員の皆さんが、どういう体制になるのか非常に気をもんでいるところが現実でございます。特に近年は、全国的な関係ですが、猛暑が経営に悪い影響を及ぼしている。牛は暑すぎるより寒いほうが牛体は非常にしっかりするんです。それを考えると昨年、一昨年の体系では、生産が落ち込んでいる、飼料の体系も心配だということもありまして、非常に心配しておりました。今回こういう諮問をしていただいて、私どももこれについては理解していきたいと思っております。詳しい話については後ほど富士委員からお話があると思いますが、いずれにしても、希望の持てる体制をどう作っていただくかというのが生産をする上では非常に大事ですので、そのことを大事にしていきたい。

それから、特に私ども北海道でも毎年200戸以上、搾乳を中止するという状況の中で、生産をいかに維持していくかということになれば、戸当たりの生産体制がどうしても法人化、メガファーム、ギガファームのような体制を作っていかなければならない。それには投資が非常に大事なんです。特に酪農、畜産については、例えば畜舎の投資、搾乳施設の投資がないと経営が成り立ちません。その時に今非常に心配なのが、毎年こうやって3月には、補給金対策をどうする、関連対策をどうするという話がありますが、一番大事なのは例えば10年、20年という長期的スパンに立った1つの政策というのをきちっと作っていただく事です。今年の状況はどうだ、来年どうなるんだということきちっと議論していただくことは大事なんですが、やはり経営をする上で、例えば投資をする段階で、このことをしっかりやってくれ、経営は安定しますよ、ですから投資もぜひ取り組んでいただきたいという方向性を示していただきたい。また、それぞれ経営の中身が以前からすると変わってきておりますから、そのことも今後の問題としてしっかりとらえていただきたい。TPPの問題もあって、投資をする意欲が落ち込む可能性がありますので、将来の展望に立った議論をしていただきたいと思えます。

それから、これは特にホル雄の関係ですが、今400円台で価格が推移しておりますが、消費者価格がなぜ下らないのか。原料が下がるということは、消費者価格が下がっても当然なんです。なぜそういうことができないのか。そこを農水省はしっかり検証していただいて、なぜそういうことが発生するのか。どこかでもうかっているんだと、私どもは単純に考えるとそういうことになりますので、そこはぜひしっかり取り組みをいただいて、こういうことのないように。やはり原料が下がったら、消費者価格も下がっていくのが当たり前の話だと思っております。私も生産者として、

なぜ下がらないんだということをお大事にしていきたいと考えておりますので、そこはよろしくお願
い申し上げたいと思います。

今日の諮問にはありませんが、実は制度の中でいろいろな関連対策はありますが、今特に酪農・
畜産をやる場合は環境対策が非常に重要視される時期でございます。特に事業の中で一昨年もあつ
たんですが、酪農環境負荷軽減支援事業、これはたしかhaあたり1万5,000円の奨励金を交付する
ものでした。これが仕分けで議論されたが、農水省の皆さんにも頑張ってもらって、1億円の削
減で済んだと聞いております。いわゆる環境問題は国民の皆さんが非常に興味を持っておりま
すから、こういう事業は非常に大事でございますので、これをしっかり継続できるような方向を作
っていただきたいというのが1つです。

もう一つはチーズ対策です。これは先ほど課長から説明があったように88億をセットしていただ
いて、今は10円60銭で割り返して支給しております。それに加えて、23年のようにバターが非常に
逼迫し、足らないようなことになると消費者の皆さんに非常に御迷惑をかける。昨年も2000トン緊
急輸入しました。いずれにしても、そういうことのないように調整保管も含めた事業体系を考
えていただきたい。今農水省は、「生産者需給調整機能強化対策」という事業でいろいろと考えてい
たいていますが、これは指定団体と十分協議していただき、今後同じことにならないようにど
う進めていくかを相談しながら、取り組んでいただきたいと思ひます。

私からは以上でございます。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

続きまして、廣野委員お願いいたします。

○廣野委員

廣野です。私は説明をお聞きしてございまして、こういう制度を続けていくためには国民、消費
者に理解していただける制度じゃないと、これから続けていけないのではないかという感じがいた
しました。特に肉の安定価格という部分で、これは消費者が聞けば、何でそういうことをしている
んだという疑問が出かねないような感じを受けました。

我々生産者は、安全な食料を安定供給するのが一番の使命だと思っております。そういう中で安
定供給ができる生産者が育って、後継者も育っていく環境にするためには、もちろんこういう制
度があつてしかるべきものだろうと思ひますが、やはり消費者、国民の方に理解できる、もっと
オープンになるような制度、わかりやすい制度に変えていくべきだろうと思ひます。

肉の価格についてもそうなんですが、輸入自由化になった時は本当に生産者は混乱してしま
した。現実、多くの経営者が廃業に追い込まれました。その中でこういう制度ができたんだろ
うと思ひます。今になって状況は変わってきていると思ひるので、できるだけ簡単にわかり
やすい制度にしたい。これは生産者も含めて、わかるような制度にしたいと思ひます。

先ほど説明の中で、規模拡大によるコストの削減があるという説明をされておりましたが、適
正な規模というのはその地域によって随分違ひうと思ひます。その地域の特徴というか、環
境であった

り、耕地の状況であったり、飼料の流通の状況であったりで適正規模は変わると思います。その辺も含めて試算の数値に反映していただければと思います。

それに関連して、都市型酪農ですが、規模の大きいのではなくて都市でやっている酪農、小さくても加工をやったりしている人たちの酪農の支援策も必要ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

続きまして、富士委員が午後から御参加いただいておりますので、御意見をお願いいたします。

○富士委員

諮問案に対する意見は後で、これは一般的な意見ということですね。

○近藤部会長代理

基本的には諮問に関わる御説明を午前中にしていただきまして、それぞれの価格についての御説明をしていただきました。ですから、先ほど那須委員も御意見をおっしゃいましたが、諮問の内容そのものについての御意見でも結構ですし、その他政府の施策全般に関する御意見でも結構でございます。あわせて事務局からお答えする形になると思います。

○富士委員

1つは原発に伴う、4月1日からの新しい放射性物質の基準値が設定されることに伴うさまざまな対策であります。今日も資料説明はあったかと思いますが、稲わら、牧草などの飼料、ふん尿を堆肥化した堆肥、そして老廃牛といいますが、特に和牛の雌牛の老廃牛の滞留が現場で大変な問題になっているということでもあります。10万Bq/kgという極めて高いものについての対策は緊急的に講じられているかもしれませんが、300Bq/kg超とか500Bq/kg超といったものに対しては、放置されている状態が続いているのではないかとというのが多くの現場の実態ではないかと思えます。

いずれにしても、最終的にそれを終末処理するというか、政府の責任で焼いて、焼いた残渣についても埋却処理する。その場所が決まらないということだと思います。そういうものの処理がきちっとされない限り、通常の営農生産に滞りが出るということでもありますので、ぜひともその終末処理も早く解決していただきたい。そうしないとどんどんたまっていくばかりで、累積していくだけで問題が大変になるだけだと思います。

それから、サンプル調査で新基準値に対する対応をやっていますが、できれば全牧草地を検査してもらいたいというのが東日本の多くの地域の酪農家の気持ちだと思います。それはサンプル調査でいいのかどうかということもありますし、できるだけ希望に沿って検査をやる。そのための検査体制の強化が必要。機械が無いからしっかり検査できないというのではなくて、機器や人員体制も含めて検査体制の強化をしてもらいたい。

それから、放牧・採草地の除染です。これも天地をひっくり返せばいいじゃないかとか、いろいろ手法があるようですが、現場の人からすれば、天地をひっくり返してまた3年後に出てくるんじゃないかという不安が払拭し切れませんので、除染の仕方についても政府が、採草地、放牧地の場

合はこういうふうによれば大丈夫だという指導、方針をきっちり持って、除染を速やかにやっていただきたいということが原発関連でございます。

次はBSEの関連です。前回も言いましたが、来年2月に日本は、無視できるリスクの国の要件を満たす。つまり清浄国になるわけでありまして。あと10カ月という時に、なぜBSE基準の見直しをやるのかというのは政治的な圧力を感じざるを得ない。あくまでも消費者が納得できる科学的根拠に基づいて進めていただきたいし、そこをきちっと消費者、国民にわかるように、また生産者にわかるように示してもらいたいと思います。

それから、諮問については、後で態度表明にあわせていろいろな意見を述べさせていただきたいと思いますが、肉用子牛の生産者補給金について、これの算出方法、算定根拠は牛肉の自由化に伴って、その当時の前7年とか前5年の生産コストや、牛肉自由化当時の数字を基盤に置いているので、最近の要素を加味しても、ほとんど変わらない算定方法になっていると思います。それはそれで当時は安定的に制度を運営していくという趣旨があったからだと理解しています。当時はその考え方でよかったと思いますが、当時の繁殖牛の子牛生産の飼養規模は、例えば1～2頭飼いとかが、5頭とかそういう零細な規模が大宗だったことからすると、今はかなり繁殖和牛の規模も拡大していますし、飼養環境が当時とは変わってきております。そういう意味で制度の安定的な運営、生産者の経営安定、所得の安定確保を図る観点から、すぐにどうのこうのとは言いませんが、農水省の内部に研究会みたいなものを設置して、どうしたらいいのかを含めて研究してみたらどうかと思います。

それから、民主党政権になって、所得補償等いろいろな形の政策の転換が言われています。WTOの交渉は停滞していますが、これまでずっとWTOにおける関税の削減、国内政策の色分け、つまり黄色の政策、緑の政策という直接国内政策に対する補助金も対象にして削減していくというWTOの規律、ルールがあったわけです。それに対して国内の生産をどう維持・拡大していくかという観点から、いろいろな政策を講じてきたわけです。そういったWTOにおける規律との関係はもう無視していいのか、考えなくていいのか、そういうことも含めてどういう観点から生産者の経営所得安定対策を考えたらいいのかということについて、その辺の関係整理が全くされないままきているような気がするので、研究、検討、考え方の整理をしてみる必要があるのではないかと思います。

それから、飛田委員からもありましたが、特に牛肉の小売価格への連動について、私も同感です。牛肉の場合はトレサビリティがあって遡及していけるということなので、その制度に乗るような形で価格のトレサビリティみたいな、価格がある段階で物すごい利幅を乗せて売っているのかどうかも含めて、通常の流通過程の中で適正利潤を超えて取引されているようなことが、価格のトレサビリティというか、そういうことで追跡調査してみることは大事なことではないかと思いますので、これも検討課題として研究していただいたらどうかと思います。

以上です。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。たくさん御意見をいただいたかと思えます。

では、事務局からそれぞれ必要に応じて御説明願いたいと思えます。

○大野畜産振興課長

畜産振興課長でございます。幾つか御指摘いただきましたので、答えられるところはお答えしたいと思えます。

まず、石澤委員からございました、最近、資材等の価格変動のスピードが早まって、それに追いついていないのではないかということについてです。今の仕組みは、先ほど牛乳製品課長からも阿南委員のお話に関し、最近の飼料価格を織り込んだという話を回答させていただきましたが、基本的にはこの時期の最新の飼料のコスト、豚ですとコストの3分の2は飼料、鶏についても大体3分の2が飼料ということで、非常に大きなウェイトを占めるということで、この最新のところをベースに行政価格、畜産物価格を決める。そして、それ以降に生じた変動については、今400億ほど補てんする財源がございますが、配合飼料の価格安定制度で変動を緩和するという仕組みで、二本立てになっているわけがございます。この仕組みについて、これがいいのかどうなのか、もっといい方法があるのではないのかということ、どんどん御議論を深めていただいて御参考にさせていただきたいと思えます。ただ、今の仕組みは最新のコストではじいて、そして大幅な飼料価格の変動についてはそれをならず、こういう仕組みでやらせていただいているということです。

同じく石澤委員のほうから、これは昼間お話しさせていただいていたんですが、麦の話がございました。アメリカなんかはトウモロコシ主体、ヨーロッパは麦、日本は飼料原料の多くを北米に頼っているものですから、トウモロコシを輸入して配合飼料の設計を組み立てるようになっております。こういった中で麦は相当安いものが出てきている状況がございます。私は今のポストについて3年8カ月になりますが、3年8カ月前は麦の入札、SBS、2カ月に1回の頻度でやらせていただいたんですが、そういった安い、スポット的に麦が出た時に、2カ月に1回ぐらいの入札回数ではとてもじゃないけど機動的ではないということで、今は毎週でも入札できるように回数を増やしています。できるだけ国際的に安いものが出た時に、手当てする仕組みに変えています。

それで、なぜまだその使われ方がどう見ても、トウモロコシと小麦の価格、コウリャンもありますが、どれかが高くてもどれかが安いとかいろいろ移り変わるんですが、なぜ今安い時に使われなかったかというのは、制度をかなり緩和させていただいているのでメーカーのほうにも、もうちょっと使ってみないか、なぜ使えないのか、そういうお話を聞いてみたいと思えます。また、そこら辺で何か御示唆があれば御意見を頂戴したいと思っております。

それから、笹崎委員からございましたトレサビリティーの話でございます。牛は先ほどおっしゃられたように10年前でございますが、BSEという未曾有の危機の中で、牛について生体からトレサビリティーという仕組み、2つ黄色い耳標を耳にぶら下げていますが、全部の牛についてトレースできるようになったということでございます。それが10年後、原発事故の対応の中で非常に有効に機能したということでございました。

豚については、賛否両論あると思えます。豚のトレサビリティーを導入して、そのコストをいか

に転嫁していくのかという問題もあると思います。また、単に生産農場から小売段階まで結びつけるだけのトレサなら、それほど手間はかからないのかなという気がします。片や先ほど笹崎委員がおっしゃられたように、それに生産利益をつけるような使い方を。こうなると幅、コスト、という形でやっていくのか、大分バリエーションが出てくると思います。そういうこともあるので、かなり豚についてもトレサを導入してはどうかという御意見を頂戴していますので、今年度から独立行政法人の家畜改良センターで、豚や鶏について今どういうトレサの仕組みが先駆的なところで行われているか、そしてどういう仕組みを取り入れていくのが適当なのか、検討を始めさせていただきます。

また、来年度からは家畜改良センターのみならず、養豚業界の生産者団体のほうでもどういう仕組みが適当なのか、そういうことを御検討いただきたいと思って、検討への支援措置を今回創設させていただいたところでございます。

それから、富士委員からお話がありました原発の関係でございます。稲わらについて、10万Bq/kg以上のものについては全部で45戸ございましたが、そのうち40戸は原田企画課長のほうから午前中に資料で説明がありましたが、土のうでちゃんと遮蔽する形で処理させていただいております。それから残り7,000トンぐらいの汚染稲わらがあるんですが、これらについて2割は完全に一時保管している。パイプハウスなどで隔離している。それから4割についてはどこで隔離するかも決まって、段取りがついている。6割は処理済み、隔離一時保管の措置済み、あるいは段取り済みという状況になっております。

なかなか取り扱いが難しいのは、稲わらに限らず放射性物質、廃棄物全てについてそうですけれども、最終的な処分をどうしていくのかというのは難しい問題です。昨年12月5日に環境省から、焼却のあり方の基本方針が出されました。またこの1月1日から完全施行になりましたが、放射性廃棄物をどういうふうに処理していくのか。国が責任を持って8,000Bq/kg以上の特定廃棄物を処理していく。こういう最終処分の道すじはできました。実際には徐々に焼却していくのが最終的な処分の姿になると思いますが、なかなか住民の方の御理解が得られないのが現状です。ですから、焼却の試験をやることは既に始められておりますが、そういうことで徐々に最終処分の方法について御理解を得ながら、今一時保管しているものを最終処分に回していく。こういうステップになるだろうと思っております。

それから、モニタリング、今年の問題ですが、今年できる飼料作物が使えるのか使えないのかを判定するためのモニタリング検査。去年も原発事故の発生以来、モニタリング調査を地域ごとに行うことによって、利用の自粛をお願いしてきました。今年はさらに去年の経験も踏まえて、モニタリングについてサンプリング点数を増やす形できめ細かく、使えるもの、使えないものを判定していくことをやろうと考えております。

それと絡んできますが、除染の問題で、暫定値100Bq/kgを下回ることとなっておりますが、100Bq/kgを超える牧草が出てくる土地についてどういうことをするかということがあります。2種類ありますが、1つはトウモロコシ等の単年性のものを作る。単年性のものからは高い放射性物質の濃度

は出ませんので、そういうやり方もあります。

除染について言えば、今回100Bq/kg以上のものが使えなくなるということです。農家の方のお気持ちはあるんですが、ただ、実際の数字で言わせていただくと、例えば100Bq/kgの牧草が生えているものを、15cmの深さにすき込むことで40分の1になります。100Bq/kgの生えているものが、すき込んで40分の1ですから2.5Bq/kg。それを草が吸い上げる移行係数が0.1ですから、キログラム当たり0.25Bq/kgが草にくる。さらに畜産物にくるのが、さらに0.1の移行係数と仮にして0.025。こういった感じです。こういった除染の方法で、一番確実なのははぎ取りですが、はぎ取るとそのはぎ取った土はどこに持っていくのかという問題が必ずつきまとう。そういった形で濃度に応じて15cm、あるいは30cm、こうやってすき込むことによって処理していくのが現実的ではないかと思います。今申し上げたようなことを御説明させていただきながら、除染というのを濃度に応じて、こういうところははぎ取る、比較的濃度の薄いところはすき込む、半転耕する、そういった使い分けで除染していきたいと思っております。

以上です。

○近藤部会長代理

ありがとうございます。

続きまして、よろしく願いいたします。

○倉重牛乳乳製品課長

牛乳乳製品課長でございます。先ほどの反省も踏まえまして、絵を用いて御説明させていただきたいと思っております。午後に配られた「畜産・酪農をめぐる情勢」という資料がございますが、その3ページに生乳需給の構造という絵がございます。これが現行の加工原料乳の補給金制度も含めて制度を簡単に説明したものでございますので、これを簡単に説明した後、委員の御質問等にお答えしたいと思っております。

この下に、22年度総供給量1,116万トンとございます。これは国産も輸入も含めると、生乳換算で1,116万トン分供給されている。そのうち国産が763万トンで、輸入乳製品を生乳に換算したものが353万トンということです。問題は、国内の生乳生産がどうなっているかということです。絞った乳は、このように飲用牛乳等向け、生クリーム等向け、チーズ向け、加工原料乳向けというふうに用途に従って仕分けされます。縦軸が大体の価格をあらわしておりまして、横軸が大体の生産量をあらわしております。赤い色が都府県、青が北海道の生産をあらわしております。見ていただくとわかるとおり、都府県はほとんど飲用牛乳等向けでありまして、北海道は、先ほど飛田委員のお話ございましたが、乳製品向けに向いている。

なぜこういうことになっているかと申しますと、やはり生鮮性の問題から、飲用牛乳については非常に輸入が難しいことがございますので、基本的には国内の市場で需給が完結するということ。一方で乳製品、バター、チーズ、脱脂粉乳等は、国境措置はございますが輸入が可能なものでございます。加工原料乳制度の1つの重要なポイントは、需給が完結している飲用牛乳等向けと、その他の乳製品向けの取引が別に行われることを促すということが主でございますので、その結果どうし

ても乳価が低くなる。なぜ低くなるかという、輸入品との競合があるからでございます。そこに加工原料乳補給金として支援させていただいている。この図で言えば「221億円」と書いておりますが、これはまだ予算ベースのものでございますので、今回の単価限度を反映したものではありませんが、ここを支えている。チーズ対策という話もございましたが、制度ではございませんが、チーズのところにも、乳価が低いので支えている。これが現行制度の考え方でございます。

これを前提とした上で、各委員の御質問にお答えします。まず石澤委員から、都内の酪農家さんを回った時に、自由で売れないという話等がございました。なぜ基本的に生乳については一元集荷、ずっと集めて多元販売をする形態をとっているかと申しますと、生乳は毎日生産されて、腐りやすい、液体ですので運びにくいということがあります。個々の農家で対応することは、コストもかかるし難しいということがあるので、集めたほうが非常にコストも下がるということで、そういうシステムを基本的にとっているところでございます。

反面で、個人の自由にやりたいという声は、東京だけではなくて全国から来ております。この点については規制の仕分けでも取り上げられまして、もう少し両者を両立させることができないかという御指摘がございまして、年度内にこの部分について、どうか弾力化的にできないかということを検討しておりますので、その点について工夫していきたいと思っております。

次に、飛田委員からチーズ対策の関連で、需給も変わるので調整保管も含めてという御指摘を受けました。飛田委員の御指摘はどのことかといいますと、今見ていただいている絵では、先ほど申し上げましたチーズ向け生乳供給安定対策88億円というのがございますが、次の4ページの左下隅を見ていただきますと、24年度の予算から、チーズ向け対策の1つのメニューとして新たな対策を考えました。これはくどくど申し上げませんが、チーズ向け対策というのは、何度か審議会でも御説明しましたが、中長期的にチーズは消費が伸びておりますので、ここに生乳を向けていくことが重要だ、それが需要を作ることもあるということで、中長期的に伸ばしていくための対策でございます。飛田委員の御指摘にもございましたように需給が非常に変動しますので、中長期的な視点も持ちながら、短期の需給変動にも対応して、例えばバターについて消費者の皆様きちん届くようにする必要があることを踏まえて、需給状況に応じて、チーズに使うことがいい時はチーズに使えるし、そうでない場合についてはバター、脱脂粉乳等を生産者団体みずから作る場合に支援する形で、中長期的な方向と短期の変動を調和させる努力というものを、その第一歩でございまして、措置したところでございます。

ほかの委員の御指摘にもございましたが、確かにいろいろな情勢が短期で変動しておりますので、中長期的なスパンで物と考えつつも、短期の変動にも対応することを探っていかなければいけない状況にございまして、24年度予算が通りましたら、生産者団体ともよく相談いたしまして、これが実効あるものにしていきたいと思っております。

次に、廣野委員から都市型酪農について御指摘がございました。これについては3ページに戻っていただきまして、都市型酪農もしくは都府県の酪農と言ってもいいかもしれませんが、どういう支援をしているかという、いわゆる補助金的な対策として直接お支払いするということはしてお

りませんで、先ほど申し上げましたとおり用途別に取り扱われることにより、飲用向け生乳の需給が安定することを1つの目的として、加工原料乳自体に補給金を払っているということで、まさに間接的に全国の酪農家の経営安定を目指す仕組みになっております。それで十分かどうかという議論はあると思います。ほかの委員からもございましたが、今後中長期的に国際的なことも踏まえて、どういうふう施策を考えていかなければいけないかという時に、どこが変わっていてどこが変わっていないのかということは、一方でよく見ていかなければいけないと思っています。

長くなりましたが、以上です。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

引き続きお願いします。

○渡邊食肉鶏卵課長

食肉鶏卵課長でございます。私から何点か御説明させていただきます。

まず、小谷委員からございました放射性物質の関係でコメントさせていただきます。御案内のとおり、牛肉についてはセシウムの暫定規制値の超過ということで4県において出荷制限になって、一時消費も相当落ち込んで、価格も落ち込んだことがあったわけでございます。その後、検査体制を整備しまして、全戸検査、全頭検査ということで出荷を再開している中で牛肉として流通が実現してきた。

その際、検査結果は、特に厚労省、農水省もそうですけれども、全てウェブサイトで公表するという対応をしております。あるいは、そういった検査体制のもとで全戸検査、全頭検査をやっているということで、大丈夫なものしか出荷されない状態にあることを皆さんに説明していくという対応を行ってきたわけでございます。価格も秋から年末に向けては、牛肉のセシウムの規制値超過が確認される前の水準ぐらいいままでに大体全国的には戻ってきたということが言えるかなと思っています。

また、4月からの食品の新基準値の施行に向けて、厚労省が中心になって、今後の検査計画をどうするのかという方針を定めております。出荷制限の4県のみならず周辺の3県では、少なくとも農家ごとに3カ月に一遍の検査をしていこうということで、新たな方針を周知して取り組んでいる。当然その検査結果も、公表していく取り組みを行っていく体制で安全の管理をしていることを、消費者の皆様、あるいは内外の関係者の皆様によく説明していくということかと考えております。実際に検査をしていただくのは都道府県さんになりますので、必要に応じて私どもから技術上の助言、その他可能な支援も含めて対応していきたいということでございます。

それから、豚肉の差額関税について笹崎委員から御指摘がございました。税収は年間180億程度だということは、確かに関税局もその程度であると言っております。どの程度豚肉差額関税の脱税のほ脱があるのか、データ的にはないわけでございます。ただ、現実の問題として17年、18年、19年あたりは複数のほ脱の事件が告発されて、捜査・起訴されておりました。ここに来て1カ月ぐらい、これは豚肉の差額関税そのもののほ脱というよりも、豚肉差額関税で得た利益を所得税や法人

税の脱税での逮捕ということがありまして、報じられたということでございます。

私ども17年、18年にかけて、関係業界の皆様に対してコンプライアンスの徹底の指導をいたしまして、今日までそういった取り組みをしているわけでございます。最近の事件について、私どもは報道されている情報しかございませんが、引き続き関係の皆様コンプライアンスの徹底を働きかけていきたいと考えています。それとともに関税当局等と連携をとりながら、しっかり水際でのチェック等に対応していただきたいということをお願いしていく必要があると考えているところでございます。

次に、今日の諮問事項について価格の水準に関する御指摘が何人かの委員からございましたので、御説明させていただきます。私は豚肉、牛肉、子牛価格と3つ説明しましたが、豚肉を例に説明させていただきますので、午後に配りました「畜産・酪農をめぐる情勢」の資料の14ページをご覧くださいと思います。

14ページが、豚肉価格の推移と安定上位価格、安定基準価格、本日の諮問事項でございますが、これら両価格と実際の豚肉価格の推移を示したものでございます。安定上位価格が上の点線になっていますが、545円という水準にありまして、安定基準価格が400円のところに点線の数字があります。横軸の一番左下に「4.1」と書いてありますが、4月1日に始まって、5月、6月、7月、8月と右に行くに従って月が進んでいって、一番右端が3月というような年度、1年における推移の折れ線グラフでございます。

このうち黄緑色の数字が21年度の4月から3月までの推移でありまして、青の数字が翌年22年度の4月から3月までの推移、それから今年度における推移が赤い折れ線グラフで示されているものでございます。これを見ていただければわかるとおり、夏はなかなか豚も太らないような事情もございまして、夏は毎年価格がよくて、6月なり7月は安定上位価格を超えて推移する。一方、秋口の9月あたりから10月、11月ぐらいにかけては、安定基準価格400円をさらに下回って推移するという、年間を通じた季節変動をしているものでございます。

先ほど申し上げましたように安定基準価格を下回った場合には、この安定基準価格を下回らないように、例えば農畜産業振興機構が買い入れを行うような措置で価格の安定を図るのが法律上の制度の仕組みでございます。ただ、制度というものは、消費者あるいは国民の納得がなければならぬという御意見もございました。そういった中で、実は機構による買い入れというかなり強権的な措置は余り発動してこなかったのが実態でございまして、言ってみれば夏もうかった分で、秋に落ちたところは補っていただく中で、生産者の皆さんに再生産を確保していただいていたという実態でございます。

価格を上げる必要があるという御意見もございましたが、価格を上げて買い入れをすることで価格を高く維持するのが、もちろん法律上はそういうツールもあるわけでございますが、それをやることは消費者の負担を増やすことになるわけでございます。消費者の理解を得ながら制度の運用をバランスよく行っていくのは、なかなか微妙なところがあるものでございます。

そうはいつても、21年度は黄緑のラインが400円を下回って、随分長期にわたって400円を下回っ

て推移しました。この21年度も機構による買い入れという強権的な措置は発動しなかったんですが、生産者団体の方が自発的に、みずから豚肉を調達してそれを冷凍して、鍵をかけて市場から隔離する時に、そういう取り組みの金利の助成、冷凍支えの助成、そういった補助金的な措置を行って価格が戻るのを待つという取り組みを21年度はしております。

22年度、23年度においては、そういった取り組みを行うには至らなかったわけではありますが、私どもいつも苦労しておりますのは、消費者の理解、あるいは補助金でやるということ。価格を上げれば消費者の払うお金が当然増えます。また調整保管、そういった補助金で支援すれば財政負担がふくらみますので、生産者のための制度を運用するに当たって、消費者あるいは国民の納税者の皆様の理解を得ながら、バランスをとって制度を運用している実態にあるということを申し上げておきたいと思います。

そういった中で、豚肉については大体400円と545円の帯の価格。一時的にはそれより高くなったり低くなったりしますが、概して過去5年ということで基準期間と申しましたが、過去5年間の平均価格を中心の価格として、大体そこにおさまるように変動している範囲であれば、再生産の確保、それから消費者の理解というものを両立できるのではないかという考え方に基づいて現在の算定方式はでき上がっておりますので、その基準期間5年をもとに生産費が、例えば飼料価格が上がるんだったらその分上げようかという参酌をした上で算定して、現在の据え置きという試算値が得られたということでございます。

豚肉を例にして御説明を申し上げましたが、今申し上げたようなバランスなりの問題は、牛肉の安定価格、肉用子牛補給金のほうの保証基準価格の話にも妥当する話だということで御理解いただきたいと考えております。

それから、飛田委員、富士委員からもございましたが、卸売価格が下がる中で、どうして小売が下がらないのかという御指摘でございます。私どももこの大震災以降、さらには放射性セシウムに汚染された牛肉の確認以降の価格の動向というものを、小売価格あるいは卸売価格に注視してきております。確かに小売価格はある程度安定的に推移している中で、卸売価格はそれ以上に下がっているというデータが見てとれるのは御指摘のとおりでございます。

私どもよく勉強しなければならないと思って見てきたわけでございますが、1つには牛肉の価格というのは、例えば生鮮の葉物野菜のようなものは保存性も効かないし、豊凶で変動も大きいので、作況によっては値段が倍になったり、半分になったりする。そういう中で保存性も効かないものですから、小売価格までそれが当然影響を及ぼして、小売価格も大きく変動するという特質があります。牛肉の場合はそこまで大きな変動はない特性の商品であります。つまり冷凍できることもございますし、最近のデータでも、3月の震災前の価格、例えばA5の価格とセシウムの後に一番落ち込んだ底の価格を比べても、卸売価格で大体3割ぐらいの開きぐらいである。その際、小売価格はそんなに下がっていないというのは事実でございます。

だから、そこは葉物野菜のようにストレートに小売まで値段が波及するという特性は恐らくないだろうという前提のもとに、さはさりながら、そういった現象を目の当たりにして、小売業界など

からいろいろ聞き取ったところによりますと、小売さんがおっしゃるには、牛肉というのは高級イメージのものなので、なかなかその価格を下げたくない。一旦通常価格というか定価ですか、スーパーでよく売っている100g 幾らという定価を下げってしまうと、もう消費者がその定価に慣れてしまっていて、今度それを元に戻そうとしてもそう戻せるものではないというのを小売の業者さんは非常に心配しておられる。

そういった中で小売の業者さんはどういう対応をされているかという、1週間に1回特売をして、1割価格を安くして売りますということ、例えば土曜日なら土曜日に特売をやっているわけですが、そういった特売の回数を週1回から2回、3回に増やす。あるいは特売の時の割引率を、1割だったものを2割とか25%に増やす中で、定価を下げずに特売で実質的には値引き販売をする中で、顧客をつなぎとめるような苦勞をされている声の小売の業界さんからはあるところがございます。

それが一体どの程度の実態なのかというのは、これから引き続き私ども価格のデータなりを注視していこうと思っておりますが、何といたっても卸売価格が下がっていて、特に和牛はセシウム前ぐらいまでは価格が戻ったといっても、震災前の段階まではまだ戻っていない。それから、ホルの価格につきましては、セシウム前の段階までまだ到達していない状況でございます。さっき放射能との関係で申し上げたような安全性についての周知徹底とか風評被害の防止も含めまして、あるいは食べて応援しようという取り組みを皆さんに協力をいただきながらやっておりますが、そういったことを地道にやっていく中で対応していくということで考えております。

価格についてトレサビリティーというのは、今すぐコメントしかねますが、仕入れたものを一定の加工をしてマージンをつけて売ってそれを自分の利ざやにするという、商行為の中でどの程度の利幅があったのかを義務的にトレサビリティーで追いかけるのが我が国の法制度、市場経済になじむかどうかはわかりませんが、ちょっと考えてみたいと思っております。

それから、富士委員からWTOの話がございました。WTOのDDA交渉は確かに停滞しております。今後の国内の政策を考えるに当たって、それをどう考えればいいのかという御指摘だと思っております。1つははっきりしているのは、DDAの交渉は停滞していますが、現在ある1994年のWTOの規律というのは厳として存在しますので、それはもちろん遵守している中でやっていかなければならないことは間違いのないわけでありまして、DDAが停滞している中で、どうなるかというのは何とも予見しかねるわけですが、そうはいっても各国ともDDAの交渉の合意を断念した話ではございませんので、引き続きDDA妥結に向けて各国が努力しようということでやっているわけでございます。しかも、そういった方向はDDA交渉のみならず国境が国際化していくのが、DDAの交渉もありまして不可避なものであるということで考える以上は、今後進むべき方向として、DDAが目指している方向を意識した政策の立案をしていく必要があるのではないかと考えるところでございます。

私からは以上です。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

それでは、今の御説明を踏まえてまだいろいろな御意見があろうかと思いますが、10分ほどここで休憩をとりたいと思います。次は3時ちょうどの再開でよろしいでしょうか。3時ちょうどもで暫時休憩をとりたいと思います。

午後2時52分休憩

午後3時02分再開

○近藤部会長代理

それでは部会を再開したいと思います。

先ほど御意見を言い足りない方を今度は順番ではなく、お手を挙げていただいて御発言いただきたいと思います。また事務局からの御説明は、随時はさむ必要があれば入れていきたいと思いますが、できるだけ多くの方に御発言いただきたいと思いますので、恐れ入りますが、御説明はできるだけ簡略をお願いいたします。

では、どなたからでも。

○池田畜水産安全管理課長

先ほど富士委員から御意見ございました放射性物質に関する検査体制の整備ということで、取り組みを御紹介させていただきます。

農林水産省としまして、検査体制の整備のために都道府県に対する、あるいは所管の独法に対する検査機器の整備の支援をしております。これまでに例えば簡易型の検査器であれば170台、ゲルマニウム半導体検出器であれば19台ということで支援いたしまして、今都道府県で簡易型、あるいはゲルマニウム半導体検出器を合わせて約900台程度が整備されていると承知しております。そのほか独法関係にも40台程度ございます。

その中で検査を行っているわけでありますが、あわせまして、検査はヘルスマーターみたいに買ってすぐそれに乗れば答えが出てくるわけではありませんので、精度を管理する必要がございます。そのために私どもの所管している独立行政法人農林水産消費安全技術センターがございまして、そこが精度管理のための取り組みを行っております。具体的に言えば、検査機器はその機器とはかるものによって、例えば測定時間のような条件が変わります。そのために一定の濃度の標準品を各県に配布してございまして、ただいまそのサンプルを標準品を使って各県が精度確認を行っているということでありまして、ソフトとハードの両方の面から支援をさせていただいているところでございます。もちろん今後とも関係機関、都道府県と連携しまして、整備等について行っていきたいと思っております。

以上です。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

では、石澤委員お願いいたします。

○石澤委員

今ちょうど放射能のお話が出たんですが、飼料米についてお話ししなければいけないと思っています。実際に今、福島県、栃木県、各県の飼料米が放射能の問題で使いづらい。逆に国産の飼料のほうが危ないんじゃないかという話も出たりして、個々に皆さん検査した中で出していますけれども、この辺についても、今後農水としてもある程度見解を出していただきたい。飼料米として使う場合の取り組みの方法についても検討していただければと思っています。

そういう中で、今飼料米が3万4,000ha程に全国で増えて、いろいろな課題が出ています。多分農水として初めて農地をきちんと守ろうという形の取り組みとして進んだものであり、結構私たちの地域では、若い農家の方々も皆さん初めて多収に取り組みめるということで、意欲的になられている方が随分出ていますので、悪い面ばかりを強調しないで、いい部分を伸ばしていきながら、悪い部分についてはどういうふうに改善していくのかという取り組みをしていただくと、先日もここでお話ししたように、実際に私たちの地域では川も大分きれいになって環境保全にもつながっていく。これからきちんとデータの積み重ねが出てきますので、その辺もひっくるめて、「始めました」、また「終わりました」でない形を畜産の分野からきちんとお話をしていただけるとありがたいと思っています。

それから、各畜種によって食べさせ方が大分違うと思います。私たち鶏に関してはもう間違いなく、もみのままの状態を食べさせることによって、トウモロコシ等とは違う結果が出てきています。それはどういうことかということ、簡単に言うとおいがしなくなったり、少ないたんぱく質で同じ量の卵がとれるということが出ていますので、資源面でも有効活用ができるということも出てきています。

また、豚について言えば、昔私はよくうちのおばあさんなどから、おっぱいが出なかった時に、子供に米のとぎ汁を飲ませたりしたという話を聞きました。子豚から粉にして食べさせることによって、それに近いようなことで豚でもいい成績が出てきています。飼料米への8万円の支援が、何かいかにも悪いことのように出ていますけれども、やる気の出た農家の人たちが幾らかでも出てきたということをもうちょっと評価していただいて、今後とも進めていただければと思っています。

先ほど飼料の麦の話を質問しましたが、本当は飼料工業会の皆さんに、その辺は何で使わないのかもう少し聞かなければいけないんでしょうけれども、先ほど大変丁寧な説明をしていただいて、ありがとうございました。

以上です。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

ほかに御意見いかがでしょうか。笹崎委員お願いいたします。

○笹崎委員

先ほど豚の枝肉卸売価格の推移ということで、いただいた資料の14ページに安定基準価格と上位価格のお話がありました。これはあくまでも値段の推移なんです。大事なことは、一般的に見て出荷頭数が少ないから相場が上がるんです。そして出荷頭数が多いから下がるんです。ですから、生産者の手取りというのは値段掛ける数量なんです、相場が高いから沢山もうかったということは実は余りないんです。本当はこの幅が安定してもらうのが経営的にも一番いいわけです。ところが実際は、夏場はどうしても生産性が落ちて相場は上がるんだけれども、出荷豚が少なくて指をくわえて見ているというのが生産現場の実情なんです。上がるのはわかっている、どうしても豚の特性で生産がアップしないという技術的な問題もあります。その辺のことは消費者の委員の方に理解していただきたい。決して高いからもうかったという話ではありません。高くても困る、安くても困る、こういう状況が現場にはあることを御理解いただきたい。

それと先ほど卸売価格に連動しない小売価格という話がありました。私のところも直営店舗で自分の肉を販売しておりますが、まさにそれはそのとおりなんです。そして、お肉屋さんのそれぞれの立場によってこのぐらい販売方法や価格が違うかという動きが出てまいります。例えば、先ほど言われたような特売ということが出てきます。スーパーさん、デパートさんなどの動きを見ていると、野菜で赤字になった場合、食肉で利益を取る。あるいは食肉を特売にして、野菜で利益を取ったものをそこに補てんするというお店全体で調整することができるわけでありませう。

私たちが食肉だけの範囲でものを考えていると、おかしいな？おかしいな？ということが起こるわけですが、実際に流通コスト、人件費、包材費、光熱費、冷蔵ケース、設備や建物等々を含めてコストを分析しますと、悲しいかな生産原価というものの比率は決して高いものではない。生産原価よりかむしろ設備費や人件費のほうが高かったり、東京へ出る場合は物流費や場所代が考えている以上にかかります。生産者としては本当にじくじたる思いがあるわけですが、流通コストの問題は非常に複雑で、そのコストを調整するために、野菜、魚、あるいはファッションの洋服まで含めてとくに大型店の場合は考え、集客のために調整するわけです。全フロアの中でどうやって利益をとっていくかが経営の妙味ということになります。それが前提でシャワー効果だ、噴水効果だといういろいろな議論をしているわけです。下の階で余り利益がなくても、お客さんが来てくれたら、噴水効果で2階、3階、4階に行ってくれて洋品も買ってくれるだろうとか、いろいろな仕掛けがそのお店ごとの戦術、戦略に帰することが多いということです。

私たちができることは、賢い消費者をどう育てるかということしかできないんです。なぜか。消費者というのは店頭価格でしか評価することができないからであります。そんなことでぜひ賢い消費者、委員の方々は、粘り強く消費者を啓蒙していただければありがたいと思います。これが第1点です。

第2点が、トレサビリティの件です。実は自分のところは独自にトレサビリティをやっております。何が大変かとなりますと、枝肉はいいんですが、部分肉になるとパーツに分かれていきます。それに全部バーコードをつけてやっております。一生懸命やって自分のブランドを作り上げてきた生産者にとっては、トレサビリティシステムは実に大事な武器になります。今DNA鑑定が

比較的簡単にできるようになりましたので、当社の例を言いますと、うちの肉が偽装にもし使われたとしたら、それを全部証明することができます。ということは販売先に対して非常にプレッシャーになります。そして自分のブランドを守ることに對しては武器になります。これは生産者によって違うかもしれませんが、自信を持って自分のブランドを販売していくんだという生産者だったら、ぜひこれは取り組むべきことだろうと思っております。売ってしまえば終わりだと考えてしまうのであれば、逆にトレサビリティーは必要ではない。これは選択の幅があるかと思いますが、生産者も経費を負担しながら、どういう形でこのシステムを伸ばしていくのか。そして、生き残るために必死になって努力している生産者をぜひ励ましていただきたいと思います。

以上です。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

ほかに追加の御意見ございませんでしょうか。

那須委員お願いいたします。

○那須委員

全然別個のお話で質問ですけれども、新規就農者の支援金というか給付金ですか、年間150万円が5年間出るようになっていますが、畜産をする後継者にとっては何かハードルが高いような感じがします。それはどういうふうになっているかをお聞きしたいと思います。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

私も委員として少し意見を申し上げておきたいと思いますが、生産者の方々が今日も含めて最近すごく、消費者の考え方とか、消費者視点とか、消費者の啓蒙とか、そういう言葉が非常に出てくるようになったのは、生産者と消費者の問題点というか課題が非常に共有化されてきたのかなと思って、非常にうれしいし、ありがたいと感じました。

本日一番の課題であります価格のことなんです、大変難しい計算式があつてなかなか理解しにくいと思います。その背景には、生産者の保護であるとか、安定供給であるとか、ひいては最終的に消費する消費者の安全、安定の保証、安定した値段で安心なものを買えることにつながってくる。そのための十分な考慮と背景があつて計算式を構築されていることはよくわかります。ただ、任せておけというだけではなくて、こうなんだよということを、この場にたまたま代表としている私たちだけではなくて、それに接することができない広い消費者に対して、こういう形で値段というものは決められているんだということを、流通政策も含めて値段のトレサビリティーがどういう形で検討されるかわかりませんが、そういうものも含めて、もっと消費者に対する説明を果たしていくことによって、その値段イコールある意味では食品の安全にもつながってくるわけですから、その辺の説明を今後も十分広報活動していただければと思います。

今まで出ました御意見、御質問に対して、何か御説明があればお願いしたいと思います。

○原田畜産企画課長

那須委員からの御質問ですが、新規就農に対する新しい制度がございます。これは新規就農者の就農前の研修期間2年間、それと経営が不安定な就農後の5年間に対して150万円年間支給するというので、今のところ新規就農者であれば、畜産でも畑作でも稲作でもそういったものに関係なく、全て共通です。畜産は結構リース牧場とか新規就農が北海道中心に多いので、そういった利用はできると思います。

もう一つ、原則、親と一緒にやっているうちは対象にならないんですが、例外として親から経営継承する時は、親元就農から5年以内であれば対象になるというものがあります。ですから、親から子に引き継ぐものを全部排除しているのではなくて、一定の条件で新規就農と同じように親から子に引き継ぐ場合も対象にしているということです。細かい資料についてはまた御用意したいと思いますが、とりあえずそういう状況でございます。

○近藤部会長代理

那須委員。

○那須委員

それと経過的な5年間の経過というのは見ていかれるんですか。要するに私たち現場で思うのは、よそ者と言うと失礼ですが、5年間全然知らない人が入ってきて、150万を5年間いただきました。そして、しました。もう全然だめですから出て行きますと言った時に、「あ、そうですか」でそれでおしまいですかということです。

○原田畜産企画課長

それでおしまいではございません。やはりお返しいただくということはあるかと聞いております。担当局ではないので細かいことまでは存じ上げておりませんが、原則はそういうことだと思います。あくまでちゃんと就農していただくということです。

○那須委員

だから、その経過的なものを見られるということですね。

○原田畜産企画課長

フォローアップはいたします。

○近藤部会長代理

ほかに御説明。お願いいたします。

○大野畜産振興課長

畜産振興課長でございます。飼料用米について石澤委員からお話しいただきましたので、少し御紹介かたがたコメントさせていただきます。

まず、飼料米は使いづらいところがあるというお話がありました。24年産について安心して使っていただくように、どういうモニタリング体制をやっていくのかを念頭に置いて組み立てていきたいと思っております。先ほど石澤委員から御紹介がありましたように、今34,000haの飼料用米が作付けされている。私が4年前の平成20年に来た時に1,600haなので、このわずかな間に20倍に作付面積が増えているということでございます。

これだけ増えているのは、22年度からの反当たり8万円の支援が非常に大きいということとあわせて、石澤委員にも御紹介いただいておりますが、鶏にもみ米をやると砂のうが大きくなる、非常に健康な鶏が育つという効用もあります。こういうものを含めて、飼料米を使った畜産物がこんなにすぐれている。牛肉だとオレイン酸が増えるとか、食味が増すとか、そういうことを今年は先週やらせていただきましたが、生産者、流通の方、消費者の方に200人ほど集まっていたかまして、飼料用米のシンポジウムを毎年開催させていただいて、飼料用米のメリットを御紹介させていただいております。

それから、飼料米を作った時にどういうふうに通ずるかということですが、初め飼料用米を使い始められたころは、石澤委員のところみたいに地域で耕種農家と畜産農家が顔の見えるところで取引をする。飼料用米を作るので使ってくれと、こういう地域の取り組みが多かった。今は大分様子が変わってきて半々ぐらいなんです、そういった地域での相対の取り組み、あとは「全農スキーム」と呼んでいますが、配合飼料用の原料として全農が引き取って原料として使う。これは全国流通するわけですが、これが大体半々ぐらい。こういう取り組みなんです、今どんどん耕種農家の方に飼料用米、これはお米と一緒にですから、作りやすいということで作っておられる。それをうまく畜産農家のニーズにマッチするように、私どものほうでも、畜産農家で使いたい方はおられますかという毎年調査させていただいて、それをリストにして耕種農家の方々に提供させていただく。こういうマッチングの取り組みをさせていただいておりますので御紹介させていただきました。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

ほかをお願いします。

○川島動物衛生課長

休憩前に富士委員から御指摘のありましたBSE対策の件でございます。御案内のとおりBSE対策を開始してから10年が経つということで、厚生労働省が昨年12月に、食品安全委員会に諮問しまして、現在、プリオン専門調査会で審議が行われております。私ども農林水産省としましては、科学的な審議が十分尽くされるように必要な情報提供をするという形で協力していきたいと思っております。また、わかりやすい説明ということにつきましては、諮問前の国民に対する説明会に、私ども農林水産省も厚生労働省に協力する形で参加させていただいておりますし、引き続き、厚生労働省に対する協力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

では、委員の方々からさらに追加の御意見がございましたら承りたいと思います。

廣野委員お願いいたします。

○廣野委員

今私たち生産者の現場は、中山間地では本当に危機的な状況になっています。後継者がいないと

うか、農地を使う人がいない。これは何を作ってもビジネスとして経営が成り立たない状況にあります。もう一つは鳥獣被害で、作れるものが少ないという状況です。今回、人・農地プランということで人の問題を取り上げておられますが、私は現実に何を作っていいかわからないという中でも、場所によって地域によって発想がうまくできている経営者の人は山間部でもやっているわけです。そういう人がおられるということは、決して農業が悪いわけでも、田舎が悪いわけでもないと思うんです。

戸別所得補償、農地の集積補助金にしろ、いろいろな政策でやっておられるんですけども、私の個人的な考えというか判断では、ちょっと早いのではないかと思います。もう少しすれば年齢的なこともあり自然にやめていくと思います。言い方がよくないかもしれないけれども、現実はそのなんです。その中で、地域のリーダーとして規模拡大をしたい人が育っていれば農地を全部管理しますということで、70、80歳でやっておられる方の農地を借りる話を進めるほうが、スムーズに進んでいくのではないかと思います。今の田舎の現場ではやめてくださいという話はなかなか理解してもらえないのではないかと。ただ、それがこれから数年後になれば自然とそういう状況になっていくので規模拡大しようと思っている経営者はいつでも出来る準備をしておくことが必要ではないかと思えます。それからでもいいのではないかという気はいたしております。もう一点、新規就農者育成補助金は慎重な運用をお願いします。お金が先に立てば人は育たないと思えます。

○近藤部会長代理 ありがとうございます。

ほかに委員の方々から、まだ言い足りない追加の御意見があればぜひ。今日は少ない委員でやっておりますので、たくさんの御意見を頂戴したいと思います。

那須委員お願いいたします。

○那須委員

今の廣野委員に関連しまして、人・農地プランでさっきも言いましたようにJAさんに専従者がいて、地域の中で5年、10年後を展望して土地を色分けしつつありますけれども、JAさんが全然取り組んでいないところと、しっかりやっているところでは、この3年間で差が出てきます。うちの菊陽町では、今まで全然取組みが見えませんでしたので、「どうなっているんですか、JAさんに専従者がいるそうですけど」と尋ねましたら、「今後はそのように動きたいと思えます」という感じでした。行政的に農協さん等とのタイアップや、どういう方向で専従さんたちを動かすとか、勉強会や研修会の実施とか、そういった事はなされていないのでしょうか。

○近藤部会長代理

もしよろしければ関連で何か御意見ございますか。よろしいですか。

では、事務局のほうから。

○原田畜産企画課長

大変申しわけございません、我が局が担当ではないので、人・農地プランについては補足できません。

○近藤部会長代理

富士委員お願いいたします。

○富士委員

新規就農者に関する研修等をやっている農協は、全国で170数農協ぐらいあると聞いています。それから、農協みずから出資した生産法人で農業経営をサポートする。それから農地法改正で認められましたので、農協みずから賃貸で農業経営もできる。農協の経営本体の中で農業経営をやっている。畜産・酪農だけではないんですが、耕種も全部ひっくるめて、250～260の農協で農協出身の生産法人ないしは農協直営でやっているのが実態で、そういう形でのサポートを行っております。ですから、おっしゃるように地域によって格差はあると思います。やっているところはやっている。それが年々徐々に広がっていますので、もう少し本格的にやっていくことになっていくかと思えます。

○近藤部会長代理

飛田委員お願いいたします。

○飛田委員

私も地元の組合長ですから、やっぱり組合長にしっかり言ってもらうことが大事なんです。本来なら組合長も全てわかっていて、例えば国がこういうことがあるんですよ、こういうことをやるんですよ、ということをしっかりつかんで運営していく。あるいは組合員を守っていく。これをやらなければいけないんですが、中には僕と同じように大したことやらない組合長もいるかもしれない。だから、組合員が組合長を動かすような体制を作ってもらうことが大事です。それは全国の農協さんがそういう思いをしっかりと持っていて、国がやること、全農がやること、地域の方々がやることをしっかり認識してもらうこと。これを組合長が気がつかなかったら組合員から、「組合長、何やっているんだ」と、それを言うていただくことが大事だと思います。ありがとうございます。僕もしっかり頑張ります。

○那須委員

畜産は、ある程度集積したところに牧草を植えたいものですから、5年、10年後の展望が見えてくるのが大事ですので、JAさんにちょっと頑張っていただかないといけないなと思ひまして意見を言いました。

○近藤部会長代理

飛田委員、那須委員ありがとうございました。

では、ほかに御意見がまだ不足の方はいらっしゃいませんか。

笹崎委員お願いいたします。

○笹崎委員

繰り返しになるかもしれませんが、原発の問題、震災の問題はありましたけれども、1年間の値段を決めるということに対して、経営者として非常に危惧を感じているわけです。例えばこういう審議会の中で、「if・イフ」という言葉は禁句かもしれませんが、経営というのは、もしを想定に入れておかないと経営はできないわけです。例えば震災がありました。今年はまたどうい

やるかといいますと、万が一去年と同じようなことが起こった時に、どうするのかという手を打っておかなければいけない。これは「もし」なんです。だけれども、それに対して経営方針としてこういうふうなことでやるよ、万が一に備えますよということをはっきり言って、これはコストになりますが、株主、生産者、仲間に対してははっきりと方針、方策を申し上げて実行するのが経営者の一番大事な仕事です。

これは国も同じでありまして、方策、政策というのは何のために作るのか。私たちが今議論しているのは政策審議会ですよね。こちょこちょした戦術の審議会ではありません。戦術は戦略に従属するものでありまして、戦略がちゃんとしてなくて戦術は立てられないわけでありまして。そんな意味で、何回も言いますが、本当に50%の食料自給率を達成するためにどうしたらいいのかという大きな目から見た時に、畜産はどう進めるべきなのかというところをいつも頭に置いて最終的な答申をまとめたいて私は思っております。どうか、ぜひ一般の私たち生産者ができないことを、政府がもしかしてというものも含めて、万が一何かありましたら臨時に審議会を開いていただくということにさせていただきたい。「省」という字は、民の心配、煩わしさを省くという意味で「農林水産省」であります。語源から言うと、これは本当の話なんです。省くためにあるわけなんです。民の苦勞をたくさん増やすような政策ではなくて、民がにこにこ喜んで未来に対して動けるような政策を、一歩前進させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

最後に、事務局のほうから何か追加で御説明がありますか。

○原田畜産企画課長

笹崎委員の関係で、今のお話しもそうですが、先ほどぶれが大きくなった場合にはというお話については、実は20年度に飼料価格が高騰した時に、今日諮問させていただいている全ての価格について期中改定をしております。制度上は担保されておりますので、御紹介しておきます。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

それでは、この辺で委員の皆様からの意見聴取は終了させていただきたいと思っております。ここで、やむを得ない理由で欠席されました古川委員のほうから書面での意見提出がありますので、事務局のほうから読み上げをお願いいたします。

○原田畜産企画課長

古川委員から書面を預かっておりまして、お手元に先ほど1枚紙を配付いたしました。読み上げさせていただきます。

23年度第2回畜産部会における意見について

古川 紘一

1 加工原料乳限度数量について

まず、加工原料乳の限度数量決定にあたりましては、需給の実態に即した適切な水準になりますよう御配慮願います。

なお、平成24年度予算概算決定において、チーズ向け生乳安定供給対策事業の中に、生産者需給調整機能強化対策を織り込んでいただきました。生処ともに需給上のリスクは余剰時に多くあり、このリスクを減免する措置が制度に組み込まれたことに感謝申し上げます。私ども乳業者としても生乳生産の回復に期待するところは大きく、このような施策は酪農家が安心して生産の増産に取り組むことができるとともに、乳業者もチーズや乳製品生産にしっかりと取り組むことができるものと考えております。生産設備投資など、中長期的な経営計画を遂行する上でも継続的な施策をお願いいたします。

2 加工原料乳生産者補給金について

次に、補給金単価については、ルールに基づき適切に算定するようお願いいたします。

3 大震災や原発事故で浮き彫りとなった酪農乳業の課題について

今回の大震災及びその後の原発事故によって酪農乳業としても様々な課題が浮き彫りとなる中、日本乳業協会として以下の3つに課題を整理しています。

- ① 生乳から製品までの安全性の確保
- ② 牛乳乳製品の安定供給のための乳業工場におけるエネルギー源確保
- ③ 乳業工場や製品在庫の配置のあり方

これらについて、酪農乳業界として真摯に取り組む必要があると考えており、24年度以降に具体的な行動として対応していくこととしておりますので、農林水産省はじめ関係の省庁におかれましては、適切な御指導、御支援をよろしくお願いいたします。

4 TPPについて

TPPへの参加が日本にとってどのようなメリットやデメリットがあるのか等、基本的なことが未だ国民に示されておられません。また、酪農乳業にとって最大の関心事である関税問題について、重要品目を含めて全ての品目を議論の俎上に乗せることが原則となるなど、非常に大きな問題であるにもかかわらず、情報がほとんど示されないことに不安と不満を強く感じます。

日本乳業協会は、昨年10月に「食糧安全保障の観点や地域雇用の確保の観点で、社会全体に多大な影響が生じる懸念が強くあることから、乳業界としてはTPPへの参加には賛同できず、慎重な対応を国に求めるものである」と意見表明いたしました。参加を検討する場合であっても、将来の食料供給、地域経済や雇用等に関するビジョン、影響を受ける者への経済的対策等が示される必要があると考えております。

政府には、改めて慎重な対応をお願いするとともに、国民への十分な説明と国民的議論の醸成について対応をとられるよう重ねてお願い申し上げます。

以上でございます。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

諮問に対する賛否表明

○近藤部会長代理

それでは、ここで皆様から賛否の表明ということにさせていただきたいと思います。それでは、諮問に対する賛否を聴取したいと思います。

委員及び各臨時委員におかれましては、本日の諮問を審議するに当たりまして参考として示されております試算値について賛否を御表明いただくこととなります。あわせて、既にたくさん御意見を頂戴しておりますけれども、この諮問に対する特段の御意見があれば、簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、石澤委員よりお願いいたします。

○石澤委員

賛成ですので、ぜひ頑張ってください。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

では、小谷委員お願いいたします。

○小谷委員

賛成です。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

では、笹崎委員お願いいたします。

○笹崎委員

那須さんの意見もよくわかりますし、生産者としては少しでも夢をというふうには考えますけれども、現状の状況から判断しますと、今の諮問に対しては賛成というふうに思います。経済情勢の変化があった場合は、またよろしくお願いいたします。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

では、篠崎委員お願いいたします。

○篠崎委員

賛成です。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

では、那須委員お願いいたします。

○那須委員

さっきはちょっと反対のようなことを言いましたけれども、本音は反対なんです。もう現場を本当に見ていただきたいということと、現場の声を私だけという失礼ですけども、聞いていただけないのかなという感じでここに来ておりますので、少しでも感じていただくならと思ってさっきは申し上げました。その点を留意しながら、賛成ということでは言わせていただきます。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

では、飛田委員お願いいたします。

○飛田委員

先ほど申し上げましたように賛成します。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

では、廣野委員お願いいたします。

○廣野委員

賛成いたします。

○近藤部会長代理 ありがとうございました。

では、富士委員お願いいたします。

○富士委員

私も賛成いたしますが、幾つか意見を言わせてください。1つは酪農でありますけれども、総合的な経営安定対策という意味では、引き続きチーズ向け生乳生産対策とか、自給飼料対策とか、そういうものに引き続き強化する方向で取り組んでいただきたい。

それから、生乳の酪農生産基盤が縮小再生産に向かっているという危惧がありますので、生乳需給の拡大均衡に向けて牛乳製品の消費拡大といいますか、今まで取り組んできているわけですが、こういう状況になった中で、もう一回新たな取り組みということでやる必要があるのではないかと思います。特に牛乳については、中学まではいいんですが、学校給食が終わった高校、大学のところでガクッと落ちますので、そういうところも含めた若い人たちに対する牛乳の普及、消費拡大。それから、乳製品ではチーズの需要拡大です。これは技術者の養成とか、各地域にチーズ工房なんかもできていますが、日本のナチュラルチーズを振興していく技術者の養成、それからチーズの料理の開発・普及。そういった生産の格段にわたるチーズの生産、流通、消費拡大対策に取り組んでいただきたいと思います。

それから、笹崎委員からありましたが、追加対策というか期中改定であります。この4月から6月期の配合飼料価格は全農でトン当たり900円の値上げになりましたが、配合飼料価格安定基金の補てん金は発動されないということでもあります。今後、7月以降の配合飼料価格がどうなるか。それから、東電の電気料金の引き上げもあります。特に円安で1円円安になると、トン200円飼料が上がるという全農の試算もあります。そういう意味で今後、畜産・酪農経営を取り巻く状況に大きな変化があった場合は、期中改定を含めて機動的に対応していただきたいと思います。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

近藤も委員として、賛成のほうに票を入れたいと思います。

ということで、賛成多数ということになるかと思います。

以上を持ちまして、意見聴取並びに諮問に対する賛否表明を終わらせていただきます。

本日大変活発に出していただきました御意見につきましては、この後すぐに事務局で簡潔に整理していただくことになっております。40分ほどこの場で休憩をとらせていただきます。その間に事務局のほうで意見の概要としてまとめていただくこととなります。この後16時20分に再開いたしますので、それまで御休憩いただくことになると思います。よろしく願いいたします。

午後3時41分休憩

午後4時42分再開

〔事務局より意見の概要案配付〕

○近藤部会長代理

お待たせいたしました。続きまして意見の概要の取りまとめを開始したいと思います。

まず、事務局からお手元に配付されたと思いますけれども、本日の意見の概要（案）を一読していただきまして、その後、皆様から御意見を伺いたいと思います。取りまとめは、既に事務局に整理していただいておりますが、基本的な事項、酪農・乳業関係、食肉関係、共通事項の4分野に区分してまとめていただいております。よろしく願いいたします。

それでは、5分ほど御一読願いたいと思います。

〔各委員意見の概要案を一読〕

○近藤部会長代理

よろしいですか。

それでは、順番に取りまとめの御意見を頂戴したいと思います。取りまとめ文については、皆さんからこの場で改めて意見を頂戴しまして、それを踏まえて事務局に要点を再度整理してもらった

上で、もう一度皆様に御確認をいただくという手順にしたいと思います。

それでは一番最初に、基本的な事項ということで5つにまとめていただいておりますけれども、これについて御意見があればよろしくをお願いします。

私からあるんですけれども、よろしいですか。一番最初の丸ですが、細かいことで恐縮ですが、「べきではないか。」というのを、「べき。」にしておいたらいけない理由というものはあるんですか。

○原田畜産企画課長

語尾のほうは余り厳密にこだわっておりませんので、今御指摘があったように、体言止めがあったり、なかったりしますので、そこは整理させていただければと思います。特段こだわりがあるわけではございません。

○近藤部会長代理 それともう一つ、同じところなんですけれども、「国民全体と価値の共有化」というのは、どなたかの御発言に基づいていらっしゃるのでしょうか。

○原田畜産企画課長

篠崎委員の御発言と、阿南委員からも当初、消費者に対してしっかり説明できるような、数式だけではなくて、そういったメッセージをちゃんと込めてほしいという御意見もあったものですから、まとめてございます。

○近藤部会長代理

篠崎委員、その「価値の共有化」ということで表現はよろしゅうございますか。

○篠崎委員

そうですね、この表現で私はいいと思います。数字もかなり専門的になりますので、価値の共有化を国民と図っていないと、制度そのものが揺らいでくるのではないかと思います。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

それでは、その次の取りまとめに入ります。2番目の酪農・乳業関係の取りまとめのところで御意見があればお願いいたします。

富士委員お願いいたします。

○富士委員

酪農生産の拡大・均衡という観点からも、牛乳乳製品の新たな観点からの消費拡大をやるべきだということを入れていただければと思います。

○近藤部会長代理

ありがとうございます。追加ということですね。

ほかにございませんでしょうか。

廣野委員お願いいたします。

○廣野委員

3番目の丸の「生産者が自ら生産した牛乳をより自由に売れるよう工夫できないか。」ということなんですけれども、これは厚生労働省のほうの管轄になる部分もあると思います。保健所の許可

というハードルが非常に高いという部分があるので、そのあたりも農水省だけでは決められないのではないかという気がいたします。

○近藤部会長代理

何か文面について御提案とかございますか。

○廣野委員

関係機関が情報を共有し、少しでも簡単に許可が出るようにしていただきたいと思います。

○近藤部会長代理

ありがとうございます。

ほかに2番目の酪農・乳業関係で御意見ございませんでしょうか。

よろしいですか。

では、今の2人の意見について事務局から何かコメントございましたらお願いします。

○倉重牛乳乳製品課長

先ほどの御説明の中でも触れさせていただきましたけれども、現在、規制仕分けの時の指摘も踏まえまして、生乳を一元集荷で共同してやる取り組みの中で、弾力的にもう少し酪農家が御自分で御自分の生乳を使って製品を売ることができないかということで、弾力化をより進める方向の検討をしておりますので、そういう意味の対応ができるかと思っております。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

そのほか、この分野につきまして御意見はよろしいでしょうか。

では、3つ目の分野、食肉関係について御意見があれば頂戴したいと思います。

笹崎委員お願いいたします。

○笹崎委員

差額関税制度についてはここには触れられておりませんが、法治国家でありますので、運用をよりきちんとする。せつかく法律を作っても寝たままではしょうがありませんので、やはり、やるべきことはちゃんとやるということを強調しておきたいと思えます。

○近藤部会長代理

ありがとうございます。

ほかにこの食肉関係につきまして、取りまとめの御意見ございませんでしょうか。

では、事務局から今の笹崎委員のことについて御意見をお願いいたします。

○渡邊食肉鶏卵課長

差額関税制度でございますが、これは国の関税の制度でございますので、当然その遵守の徹底を図ることは必要でございますし、税関、国税と協調して遵守をしっかりと求めていくというのが基本的なスタンスでございます。しっかりやっていかなければいけないことだと認識しております。

○近藤部会長代理

今のを入れますか、入れませんかという御指摘がありますが、どういたしましょうか。

○渡邊食肉鶏卵課長

それは委員の皆さんの判断でございます。事務局として、もちろん案文を準備してお諮りするというのかなと思っております。

○笹崎委員

できれば入れていただきたいと思います。

○近藤部会長代理

では、そのような御意見がありましたのでよろしく願いいたします。特にほかの委員の方々から、この件について御意見がないようでしたら、笹崎委員の御意見を御検討いただきたいと思いません。

ほかに食肉関係につきまして、取りまとめ案の御意見ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは最後のその他、共通部分とっておりますが、その他全般につきまして御意見があるかと思いません。

石澤委員お願いいたします。

○石澤委員

まず全体的なことなんですけれども、ちょっとした評価とか、だれだれ先生とかが何か言うと、牛乳は体に悪いとか、卵を食べるとコレステロールが高いとか、そういうのを厚生労働省で平気で書いているところがあります。こういうところに対しては農水省としても、きちんとしたことをきちんと伝えていくという点は大事なことで、今牛乳の消費が落ちているのは大変な損失だと思います。それと卵を食べたってコレステロールが高くなるんだということも、きちんと訴えていくべきではないかと思いません。それが結果的に、例えばレバーなんかでも食べたらいけないとか何だかんだいっぱい出て、畜産に対する風評被害みたいなものがたくさんあると思しますので、そこをきちんと検証していくことがある意味消費宣伝につながるのだと思しますので、そこを最後に何かつけ加えていただくとありがたいと思いません。厚生労働省と戦っていただければ助かります。

○近藤部会長代理

表現をいろいろ工夫されると思いません。

そのほか、その他の分野につきまして御意見ございませんでしょうか。

今の石澤委員の意見と同じなんです、一番最初の丸のところ、「食品の放射性物質の新基準値と、消費者の安心感には乖離があり」というのは確かに頂戴した意見なんですけれども、これはこれでこのとおりでいいと思うんですが、それだけではなくて食品の安全とか品質にかかわる情報について、科学的に正しい情報をもっと消費者に届けていくことが、ある意味では食品の安定した生産にもつながる。そういうような御意見だと思いますし、私もそういうつもりで先ほど意見を申し上げました。ぜひそのようなところを追加で上手に表現していただければと思っております。

これで取りまとめ意見は出尽くしたということでよろしいでしょうか。

それでは、もう一度整理をしていただくという形になるのでしょうか。どのぐらい時間を頂戴し

たらよろしいですか。

○原田畜産企画課長

何回も中座するのも委員の先生方に失礼だと思しますので、提案としまして、差額関税につきましては、運用の徹底というような表現でよろしいでしょうか。

○笹崎委員

はい。

○原田畜産企画課長

では、それを食肉関係の最後のところに入れさせていただきます。

富士委員のおっしゃった消費拡大と今の最後の御意見も一緒にして、牛乳、畜産物の消費拡大、科学的な正しい知識の普及のためにしっかり努めていくことという形で、その他の一番最後に入れさせていただきます。

○石澤委員

コレステロールも入れてください。

○原田畜産企画課長

「科学的な」という中に包括させていただき、後ほど整理するというので、部会長に一任していただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

○近藤部会長代理

ということは、一旦休憩をとらずにこの場でということ。

○原田畜産企画課長

委員の先生方がよろしければ。〔「近藤部会長代理に一任」の声あり〕

○近藤部会長代理

事務局のほうはそれでよろしいですか。

○原田畜産企画課長

私が言うのは僭越でございました。

○近藤部会長代理

那須委員お願いします。

○那須委員

その他のところで、「飼料用米については、農地の有効利用にも資するので、畜種ごとの利点等も踏まえ、取り組みの拡大を図ってほしい。」とありますけれども、「踏まえ」の後に、「ルールを守って」というようなことを入れてほしいんです。お話を聞きますと、共同でしていた。その共同が分かれて個人個人に分配した。それをまた個人に売った。そういうところもありますので、ちゃんと8万円をいただくわけですから、そこはルールを守り、連携して取り組んでいただくような言葉をここにに入れていただくと助かるんですけど。

○近藤部会長代理

事務局のほうはそれでよろしゅうございますか。

○大野畜産振興課長

「ルールを守って」と書くと、結構ルールを守らずに8万円が配られているような印象を広く与えかねないかなと心配するんですが、いかがですか。もちろん今頂戴した御意見は議事録にも残りますし、こちらルールを守らずに受給することのないように努めますが、ここに書かれるのはどうでしょうか。

○那須委員

わかりました。そちらのほうでちゃんと対応していただけるのであれば結構です。

○大野畜産振興課長

どうでしょう、石澤委員。

○石澤委員

みんなちゃんと守っているでしょう。

○近藤部会長代理

那須委員も事務局のほうも、それでよろしゅうございますか。

それでは、さまざまな御意見も頂戴いたしましたし、これ以上特段の御意見もなければ、今出た御意見はあとはこちらに一任いただくということで進めてよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○近藤部会長代理

ありがとうございます。

答申の作成・承認

○近藤部会長代理

それでは、答申の作成に入るとい形になります。

事務局から答申案の御配付をお願いいたします。

〔答申案の配付〕

○近藤部会長代理

事務局から答申案の朗読をお願いします。

○西端畜産企画課課長補佐

それでは、答申案について朗読させていただきます。

答 申

平成24年3月22日付け23生畜第2572号で諮問があった平成24年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「限度数量」という。）及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成24年3月22日付け23生畜第2556号で諮問があった平成24年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成24年3月22日付け23生畜第2558号で諮問があった平成24年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
肉用子牛の合理化目標価格については、平成24年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

以上でございます。

○近藤部会長代理

ありがとうございました。

ただいま朗読いただきました答申案につきまして、御賛同を得られるならば、この案を当部会の答申といたしまして決議したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○近藤部会長代理

ありがとうございました。御異議がないようですので、本答申案につきましては、当部会の決定とすると同時に関連規則に基づきまして、食料・農業・農村政策審議会の正式の答申となります。

よろしくお願いいたします。

御協力、ありがとうございました。

今、案が取れたものを皆様にお配りしております。

〔答申配付〕

○近藤部会長代理

答申内容につきまして、部会の決定は先ほど申し上げましたとおり本審議会の決定とみなします
ので、後ほど食料・農業・農村政策審議会として農林水産大臣に適当と認める旨の答申をいたした
いと思います。

本日は、長時間御熱心に審議いただきまして、どうもありがとうございました。不慣れな中、御
協力いただきましてまことにありがとうございました。これをもちまして、食料・農業・農村政策
審議会平成23年度第2回畜産部会を閉会としたいと思います。

委員の皆様方の御協力に改めて感謝申し上げます。

事務局から御連絡がありましたら、よろしくお願いいたします。

○原田畜産企画課長

特段ございません。ありがとうございました。

○近藤部会長代理

それでは、本日の畜産部会はこれで閉会といたします。長時間、まことにありがとうございました。

午後5時16分閉会